

平成 2 7 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月10日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時05分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 若山武信議員  
2. 向井義擴議員  
3. 木村恵議員  
4. 伊藤新一議員  
5. 竹村恵一議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	5	若山 武信	1. 赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて 2. 財政調整基金のあり方について 3. 除・排雪対策への考え方について 4. くい打ち工事のデータ流用問題について 5. 教育行政について
2	6	向井 義擴	1. 農業振興について 2. 若年労働者の定住促

順序	議席番号	氏名	件名
			進について 3. 市税等の市民負担の軽減について
3	1	木村 恵	1. マイナンバーについて 2. 小中学校教育について 3. 災害対策について 4. 高齢者の健康づくりについて
4	7	伊藤 新一	1. 高齢者対策について 2. ゴミ対策について
5	4	竹村 恵一	1. 行政サービスの今後のあり方について 2. 鳥獣被害対策について 3. 教育行政について

○出席議員 9名

- 1番 木村 恵 君  
2番 五十嵐 美知 君  
3番 植村 真美 君  
4番 竹村 恵一 君  
5番 若山 武信 君

6番 向井義擴君  
 7番 伊藤新一君  
 8番 獅畑輝明君  
 9番 御家瀬 遵君

○欠席議員 1名  
 10番 北 市 勲君

○説 明 員

市 長 菊 島 美 孝 君  
 教育委員会委員長 山 田 和 裕 君  
 監 査 委 員 早 坂 忠 一 君  
 選 挙 管 理 委 員 會 壽 崎 光 吉 君  
 委 員 長 田 村 元 一 君  
 農 業 委 員 會 會 長

副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君  
 總 務 課 長 町 田 秀 一 君  
 企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君  
 稅 務 課 長 下 村 信 磁 君  
 市 民 生 活 課 長 野 呂 道 洋 君  
 社 会 福 祉 課 長 永 川 郁 郎 君  
 介 護 健 康 推 進 課 長 齊 藤 幸 英 君  
 商 工 勞 政 觀 光 課 長 林 伸 樹 君  
 農 政 課 長 菊 島 美 時 君  
 建 設 課 長 熊 谷 敦 君  
 上 下 水 道 課 長 杉 本 悌 志 君  
 會 計 管 理 者 中 西 智 彦 君  
 あ か び ら 市 立 病 院 實 吉 俊 介 君  
 事 務 長

教 育 教 育 長 多 田 豊 君  
 委 員 會 學 校 教 育 相 原 弘 幸 君  
 " 課 長 蒲 原 英 二 君  
 " 社 会 教 育 課 長

監 査 事 務 局 長 大 橋 一 君

選 挙 管 理 委 員 會 町 田 秀 一 君  
 事 務 局 長

農 業 委 員 會 菊 島 美 時 君  
 事 務 局 長

○本會議事務従事者

議 會 事 務 局 長 栗 山 滋 之 君  
 " 總 務 議 事 野 呂 律 子 君  
 " 担 当 主 幹  
 " 總 務 議 事 安 原 敬 二 君  
 係 長

(午前10時00分 開 議)

○副議長(五十嵐美知君) おはようございます。本日も北市議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。

これより、本日の会議を開きます。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は北市議長が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて、2、財政調整基金のあり方について、3、除・排雪対策への考え方について、4、くい打ち工事のデータ流用問題について、5、教育行政について、議席番号5番、若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] 通告に基づき一般質問を行いますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて、①、答申後における今後の取り組みと財源の考え方についてであります。当市の有識者による赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦

略会議会長西出勝利商工会議所会頭より、赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略みらい部会部長植松努青年会議所OBの提言を含めた審議内容が11月19日、市長に答申されました。国は、2015年度中に人口減少対策の5カ年計画、地方版総合戦略を策定するよう都道府県と市町村に促し、策定内容に応じて新型交付税の配分額に差がつくような方針を打ち出しました。各自治体は、将来への生き残りをかけ、今未来図への構想づくりに精魂を傾けているわけでございます。当市においても、人口減少、人口流出対策は難しく、議会でも少子高齢化対策を含む議論が繰り返されてまいりました。このたびの答申には、市内外の有識者や若い人たちの声も十分反映された内容であり、市民の総意とも受け取れますが、答申を受けた行政側はその取り組みに当たってどのような考え方を基本に据えてまとめ上げていくのか。現在当市においては、総合計画を中心に据え、それぞれの分野において5年、10年の基本計画が遂行中ですが、その計画と総合戦略とのかかわりについては似て非なるものもあります。同じ赤平市の将来を見据えた計画としても新型交付税の導入を見込んだ計画はスケールが違ってくると思われれます。また、既存の計画に将来における最重要課題となる計画を加えるとなると、それに伴う新規大型予算が想定されるわけですが、想定に当たった財源のあり方についても気になります。総合戦略答申後の取り組みに当たって、当市の基本的な考え方とそれに伴う財源の考え方についてお伺いいたします。

○副議長(五十嵐美知君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) 答申後における今後の取り組みと財源の考え方についてでございますが、本年7月2日に赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議及びみらい部会を設立し、以降6回の会議を経て11月19日に市長に対する答申書が提出されました。市外からの有識者を初め、総合戦略会議並びにみらい部会の皆様には本当にお忙しい中、限られた時間の中で精力的にご協議をいただき、すばらしい答申をいただきました。その後、11月26日に

行政内における策定委員会並びに幹事会の合同会議において、2件の施策を加え、施策案を取りまとめたところでございます。現在こうした施策に基づく将来人口や出生率並びにKPIと言われる重要業績評価指標など、今後期待できるであろう数値目標の整理作業を進めており、本年中には総合戦略の素案をまとめ、年明けに住民説明会及びパブリックコメントを行い、1月中に完成する予定となっております。総合戦略に関しましては、最重要課題となる人口減少対策に対する施策方針を位置づけることとなりますが、決して計画だけで終わることなく、オール赤平、オール行政でできるだけ早期に施策を講じ、成果を上げてまいりたいと思います。

また、こうした施策を実行する際には、ハード面では一定の財源措置がありますが、助成や支援など、いわゆるソフト面につきましては財源措置がなく、国における新年度からの地方創生に対する新型交付金につきましても予算総額が1,080億円と言われておりますので、この財源を過剰に期待せず、財政調整基金の一部を振りかえて、(仮称)赤平創生基金へ積み立てることを検討し、この基金を財源とすることでより実効性の高い総合戦略として実現するよう努力をしてみたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(五十嵐美知君) 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] 今例えば当市の基本的な取り組みや財源のあり方について理解いたすところでございます。具体的なことについては議会へ提案後の審議課題となりますので、再質問はいたしませんけれども、よりよい提案内容となることを願い、質問を終わりたいと思います。

大綱2、財政調整基金のあり方について、①、今後の人口規模における積立適正額についてであります。当市の財政調整基金は現在約21億円あるわけですが、これは高尾市政が残した貴重な財産であります。また、当市の人口は10月末現在1万1,093人であり、今後の考え方と予算の使い方によりますが、将来にわたって当市の人口規模に合った財

政調整基金の適正な積立額は幾らぐらいの金額が必要なのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長(五十嵐美知君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) 今後の人口規模における積立適正額についてでございますが、財政調整基金につきましては地方財政法で設置が義務づけられており、地方財政の健全な運営のため、年度間の財源の不均衡を調整し、将来の財政負担に備えることを目的に設置しております。本市の平成26年度末の積立額は21億7,000万円となっておりますが、毎年度の当初予算編成におきまして歳入は過大に見積もらず、歳出は不足が生じないよう編成をしているため、歳入歳出の差し引き不足額を財政調整基金で調整しており、平成27年度当初予算においても約3億4,000万円を取り崩す予算となっております。現状における本年度末の積立額は18億3,000万円の予定となっております。

そこで、今後の人口規模における積立金適正額のご質問でございますが、一般的に財政調整基金は標準財政規模の10%程度が適正とされており、平成26年度決算ベースで申し上げますと、当市の場合約4億7,000万円となりますが、今後の財政状況を見通すと、歳入面では人口減少等によって市税や使用料、手数料、地方交付税の伸びは期待できず、一方歳出面では社会関連経費や新たに地方総合戦略の施策を実行するための財源確保が必要となってまいります。また、ご承知のとおり、平成18年度以降さまざまな行財政改革に取り組んできた経過から、新たな改革を行うにも時間や期間を要すると想定されますので、緊急的事態への対応、市民サービスの急激な低下を招かないためにも最低でも10億円程度を確保し続けたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(五十嵐美知君) 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] ただいまの答弁で理解するところでございます。財政調整基金、最低でも10億円程度との答弁がありましたので、今後の参考にさせていただきます。

続きまして、②、運用益への考え方についてであります。長年財政調整基金は無利子で銀行に預けてきたわけではありますが、これを定期預金にして、わずかでも運用益につながらないかということでの質問であります。財政調整基金が21億円あります。そして、前段での答弁にありますと、本年度末には18億3,000万円となり、一般的な標準財政規模の10%程度が適正とすると約4億7,000万円とのことであります。さらに、緊急的事態への対応等も含めると10億円程度の確保は必要と考えているとのことでございます。単純計算で8億円を財政支出に備え、10億円は定期預金に回し、何がしかの運用益を見込むことができるということになるのではないのでしょうか。

過去において銀行の経営破綻ということもありましたが、現在国は中央銀行と連携を深めて、日本経済の活性化を最重点項目に挙げており、主要銀行への配慮もなされ、安定してきている時期かと思われまます。当市の取引銀行はメインバンクを中心に複数ありますので、万が一を考えると数億円単位に分けてもいいわけでありまして、現在の金利では大した金額にならないかもしれませんが、ちりも積もれば山となるの例えで、無利子で預金しておくのはもったいないと思います。小さな事業に少しでも役立つことができるのではないのでしょうか。運用益について考えてみてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 運用益への考え方についてでございますが、昭和46年に預金保険機構が設立をされ、金融機関が破綻した場合に定期預金額等が補償される制度が設立され、昭和61年以降この補償の上限額は1,000万円と定められております。しかし、平成9年に北海道拓殖銀行、平成10年に日本長期信用銀行が経営破綻となりまして、これまで予想できなかった銀行が破綻する事態が発生し、公金を定期預金等で運用した場合に1,000万円を超えた金額について利息を背負う状況となりました。こ

のため本市では以前基金や歳計現金の一部を定期預金として活用し、利子となる運用益が発生しておりますが、以後現在まで無利息の普通預金のみで運用し、万一この預金先の金融機関が破綻した場合は借入金と相殺される形となっております。

今後におきましては、先ほだのご質問の中でもお答えさせていただいたように、本年度末の財政調整基金積立額は18億3,000万円の予定となっておりますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略のソフト面の施策を実行する財源として財政調整基金を一部振りかえて（仮称）赤平創生基金へ積み立てることを検討してまいりますし、こうした基金を一時借入金要素として繰りかえ運用を行っておりますので、このような活用等に影響を与えない範囲において、平成28年度以降金融情勢も把握をしながら万一のリスクを最小限とするため、複数銀行に対する短期的な定期預金等の運用について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解できるところでございます。当市の財政事情は、安定してきたとはいえ、今後にも厳しいものがございます。それはいつも聞かされているところでございますが、わずかな金額でも財源確保が必要でありますので、取り組みのほどよろしく願いいたします。

大綱3、除排雪対策への考え方について、①、助成制度へのきめ細やかな対応についてであります。障がい者や75歳以上の高齢者のために除雪費助成制度ができて3年目を迎えるわけでございますが、助成金への申請者が年々ふえる一方、規則上から恩恵に浴さない弱者が結構出てまいります。片方が75歳で、もう一人が障がい者の場合は問題ないのでありますが、もう一人が75歳未満でも体力的に除雪ができないとか、一時的に病気やけがをして、除雪ができないケースもあり、これらの相談者が窓口へ行っても断られるわけであります。弱者救済のために始

まった制度ですので、町内会長や民生委員または医師の証明などで申請可能となるようできるだけ配慮を行ってほしいと思いますが、考え方があれば伺いたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

独居や高齢者のみ世帯の多い当市にありましては、冬期間の除雪では苦勞をされている高齢者も多いものと思いますけれども、近年高齢者世帯等の除雪に関する要望が多く寄せられていますことから、除雪に係る経費を一部助成する高齢者世帯等除雪費助成事業を平成25年度より社会福祉協議会に委託をした中で行っており、助成制度への市民の認知度も高くなり、利用者も年々増加をしているところでございます。

こうした中、助成額の充実や助成対象年齢の引き下げなどの要望もありますが、除雪を請け負う業者や個人で請け負っていただける方々が不足をし、現状でも制度を活用できない方もいることから、対象年齢の引き下げや障がい事由とした方々の対象見直しなどにより、対象範囲を広げても制度を利用できない方がさらに多く発生する可能性もあることから、社会福祉協議会と制度内容の検討をしている中では、27年度につきましては現状の要件の中で事業を進めていくことにしていますが、今後の検討課題と認識しているところでもあります。

個人で除雪を請け負っていただく方には事前に登録をしていただいております。登録時にほかにも請け負っていただけないかをお願いするほか、請け負っていただける新規の方々の確保にもさらに努めてまいりたいと思っております。これらにより従事者の確保にある程度のめどが立ったときには要件緩和等の見直しを検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 市民の皆さんはますます高齢化してまいりますので、除排雪への

判断基準、これについてもそれに沿ってできるだけ多くの方が助成制度の恩恵を受けられる前向きな検討が必要でございます。また、企業による除雪体制は別といたしましても、最近は年々除雪に協力できる個人が本当に少なくなってまいりました。今後の除雪体制に大きく支障を来しますので、年齢を問わず各層からの協力者依頼のPRの徹底も必要でございます。ただいまの答弁で一定程度の理解はするところでございますので、今後助成制度の規制緩和等を通じ、これからも弱者救済へのきめ細やかな対応ができるように、また除雪に協力できる人材確保の対策について強力で推進していただくことのこの2点について要請等いたしますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

②、私道の対策について、私道の除排雪対策についてお尋ねいたします。本来であります私道での除排雪は行わないわけでございますけれども、市民のさらなる高齢化により今までどおりに除排雪ができなくなってきている地域が全市的に発生しております。一番大きい箇所では桜木町であります。かつては袋小路の町内でありましたが、バイパスができて、快適な町内となったわけであります。しかし、昔から山側の市道から三、四本の私道が市道に向かっております。袋小路の名残のままに地域の人たちがその道を使うとともに、現在は持ち主のいない私道を町外からのいろいろな車両が利用しているわけでございます。道路の整備や冬の除排雪も地域の人たちが無償で行ってまいりましたが、限界に来ておりますので、生活面での福祉的な配慮がこの地域には必要であります。

また、この地域には山側に道路が1本あるだけで、縦には正規の市道は一本もありません。除排雪する人が全くいなくなると中心部の建物には冬の火災時に消防車や救急車の出入りができなくなる可能性もあり、非常に危険であります。このままでは生活の安全、安心は守られなくなりますので、早急なる対策をお願いするところでございます。

また、多くの市内各所に袋小路が存在し、高齢化

にて出口の道路の除雪ができなくなりますと、奥の人たちが出てこれない状況も発生する箇所が散見されますので、生活の安全とともに高齢者福祉対策としての観点からの対策も必要かと思えます。いかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当市が平成25年度から実施をしております高齢者等世帯除雪費助成制度では、助成を行う除雪の対象範囲につきまして玄関から道路までなどの生活に必要な箇所の除雪、公道除雪後の置き雪の除雪、屋根雪おろしや屋根から落ちた雪の除雪の3点を対象としており、助成対象の方々の日常生活に支障があるか否かを判断基準としているところでございます。したがって、議員がご指摘の私道の除排雪につきましても高齢者や障がい者の方々の日常生活に支障がある場合には助成の対象範囲に当たると判断をしておりますので、社会福祉課もしくは社会福祉協議会までご照会をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、公営住宅の入居者が共同で負担金を出し合っていて業者等に除雪を依頼している場合でも助成対象世帯であれば助成金を支出している事例もありますので、私道の除排雪についても同様なケースであれば助成対象といたしますので、お問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁について理解いたしますけれども、今後ますます高齢化は進みますので、地域の事情を勘案してのケース・バイ・ケースの対応が必要かと思えます。今後も規制緩和の前向きな検討について要請いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

大綱4、くい打ち工事のデータ流用問題について、①、該当公住の定期的な点検の必要性についてであります。旭化成建材が引き起こしたデータ流用問題は全国規模に広がり、北海道においても多くの地域

で発見されており、当市においても福栄団地5号棟と新光団地2号棟増築部分の2件で電流計データの流用が確認され、11月9日の新聞で報道されました。それぞれの入居者には、11月13日に地域の集会所にて説明会を開催、赤平市や元請業者、旭化成建材役員による説明がなされました。私も福栄団地5号棟に立ち会いましたが、40名近く集まった中で大きな騒ぎにはなりませんでしたが、説明のまずさなどから、業者へのいら立たしさや市担当者への不信感があらわれておりました。

廊下や建物内部にひびなども出始め、原因不明の戸の狂いも発生しているところもあるなど、これらの原因全てがデータ流用の不信感と結びついてしまうわけでございます。かつて近くの本町団地には断層帯による地盤変異により住民の立ち退き、解体除去されたアパートもありましたし、本町、住吉町には何センチもベランダの戸にすき間ができるアパートが何カ所もあるなど、この地域には地盤に起因する建物への不信感は多くの住民の根底にあるわけでございます。

ですから、説明会には一定程度の理解は示しましても見えないもの話には納得がいかないわけであり、このたびの事件には、データの流用だけでなく、あってはならない悪質な違反行為も出てきているわけであり、住民の生活の安全、安心のために不安の払拭が大切であります。毎年ほどとは言わなくても、数年に1度の定期点検は必要かと思えます。このたびの当市における事件について考え方があれば伺いたいと思えます。

○副議長（五十嵐美知君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） くい打ち工事のデータ流用問題についてお答えをさせていただきます。

くい工事のデータ流用問題については、横浜市での発覚を発端に道営住宅によるデータの流用が判明したことなどから、本市においても独自に調査し、過去10年間に旭化成建材がくい工事を施工した市営住宅など5棟について保存資料を確認し、不自然なデータは見受けられないと判断をしておりました

が、その後国の方針に基づき改めてデータについて精査をしたところ福栄団地5号棟と新光団地2号棟についてくいデータに不自然な点が見受けられ、旭化成建材にデータの確認をしたところ先月8日にデータを流用した事実を認めたことから、国による公表の取り扱いに基づき公表をしたものであります。その後の経過としましては、不自然なデータ発覚時点で職員が目視で異常がないことは確認しておりますが、改めて安全性を確認するため測量機器により建物の現状について調査を行い、建物全体で水平、垂直方向とも沈下、傾きはなく、正常に維持されていることを確認しております。

また、市営住宅入居者の方々へは赤平市、元請業者、旭化成建材によるこれまでの経緯や調査状況に関する住民説明会を先月13日に両団地で開催し、新光団地では対象者15世帯のうち11世帯、12名の出席をいただき、また福栄団地では対象者40世帯のうち32世帯、40名の出席をいただいた中で、本市より説明会の趣旨、これまでの経過、元請業者と旭化成建材より不安を与えたことへの謝罪、データ流用の経緯、くい打ち工事の施工状況、建物の安全性等について説明をさせていただき、入居者の皆様には建物の安全性にはおおむねご理解をいただけたものと考えております。

その後、国土交通省は旭化成建材からの報告などに基づき、くいの支持層到達を確認する方法の指針を設けましたが、両団地については指針に基づき確認した結果も、くいは支持層に到達しており、安全であることを国土交通省の確認も得ており、今月4日に公表されたところでもあります。そのようなことから、くいデータ流用に関する継続調査の必要性はないものと考えておりますが、構造上の特徴からなるクラック等については個々の状況を見ながら対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、この件に関しましては多くの皆様にご不安を与えてしまいましたことを反省し、今後はこのようなことがないように最大限注意を払いながら事業の執行に努めてまいりますので、ご理解いた

きますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁に理解するところでございます。実は、このたび民主クラブで開催の議会報告会が福栄地区でも行われました。これらのこともありまして、前段でのことがありまして、30名を超える方々が集まったわけでございますけれども、この中でやはり数名の5号棟の方がおりまして、この方々から理解するにしても不安材料があるので、定期的な点検を強く要請されたところでございます。しかし、その後つい最近になりまして、国土交通省より赤平市の福栄地区5号棟、新光団地2号棟についての安全性が確認されたとの発表がありまして、このことは新聞報道等により住民の方々も理解したことと思いますので、あとは原因不明のクラック、その他の諸課題について早急なる解決に向けよろしく願いいたします。

ただ、高層アパートは、高層と言えるのでしょうか。5階、7階、5棟あります。それで、今新しい2階建てがどんどんつくられておりますけれども、やはり全体的な建物の管理といえますか、定期的な点検は必要かと思っておりますので、よろしく願いします。

また、このたびのデータ流用問題について一言申し添えますと、新聞報道からわずか4日目に地域説明会が開催されたことは、住民の不安が大きくなるうちでの速やかな対応でありまして、私は評価されることだと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。この件については終わります。

大綱5、教育行政について、①、全国学力テストの結果を踏まえた今後の取り組みについてであります。文部科学省が8月25日に結果を公表した全国学力テストで、中学校においては道内は10科目のうち8科目が全国平均を下回り、道教委が掲げる全ての科目で全国平均以上という目標は2年連続で達成できなかったとの報道がなされました。特に小学校6年生の算数は最下位とのことで、心配されるところ

でございます。今までは学力テストの結果内容については全国的に公表されておりませんでしたけれども、ことしは多くの自治体で内容が公開されました。都道府県、各自治体単位で子供たちの学力の実態が明らかにされたわけでございます。本市における成績の実態についてはまだ明らかにされておりませんが、一定程度の結果内容については公開できると思います。いかがでしょうか。また、テスト結果の位置づけ、学習状況等についてもお知らせいただければと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 全国学力テストの結果を踏まえた今後の取り組みについてですが、本市における全国学力・学習状況調査の結果については全国、全道の平均と比較して差があり、今年度においても下位に低迷していることに大変憂慮しております。結果内容については、点数主義への懸念もあることから、数値での公表とはせず、全国の平均を100として本市の平均と比較したグラフや文言による公表として広報チラシやホームページでも掲載してまいります。

結果については基礎、基本の定着に課題があることが第一に挙げられると思っております。その要因として家庭学習の習慣づけがなされていないこと、主にはテレビや携帯、ゲームに費やす時間が全国と比較して高い割合を示しており、それが家庭学習や読書の時間の不足を招き、学校での学習の定着への妨げになっているものと分析されております。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で学力、学習状況については広報チラシやホームページに掲載とのことですので、理解いたします。

また、学力低下の要因について分析されておりまして、その中に家庭学習の習慣づけがなされていないことが強く指摘されておりました。このことは、経済政策が偏り、貧富の格差が全国的に拡大する中

で、本市でも例外ではなく、低所得層が70%の現実、就学援助率25%以上が長年続いておりまして、そのことに起因しているのか、はたまた教員の学力指導の低下からくるのか、いろいろと分析されていると思われませんが、その分析に基づき、今後どのような対策、取り組みをなされるのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 所得階層の問題については、報道等にありますが、関連性はあるものと思いますが、公教育を担う者としてはそれにとらわれずに対応することが務めであると考えております。教員の指導力については、低下しているとは考えておりませんが、所得階層の要件以外にも子供を取り巻く環境もさまざま、子供たちの状況も多岐にわたり、その対応も重要な業務となっております。市教委では、学力調査とあわせて行った児童生徒質問紙調査から赤平の子供たちは人の役に立ちたい、自分にはよいところがあるなど、自己肯定感が高い傾向を示しておりますので、それらを伸ばしながら学力向上につなげていきたいと考えております。いずれにしましても、教員の指導力の向上や家庭学習への働きかけはもちろんですが、放課後学習や夏休み、冬休みの補充学習など、各学校で行うようになってきておりますので、さらに拡充に努め、学力の底上げを図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解するところでございますけれども、このたびの全国学力テストの結果からは本市の子供たちの学習意欲や学習環境からくる学力レベルの落ち込みは厳しく、学力の底上げを図るのに大変な努力が必要だと思っております。これからは教育委員会を中心となりまして、教員皆さんの適切な学習指導のもと子供たちの学力向上に最大限の努力をお願いするところでございます。

②、電子黒板の普及に向けた考え方についてであ

ります。豊里小学校において平成27年度より試験的に電子黒板のタブレット端末を取り入れた事業に取り組まれておりますが、その成果についてお伺いいたします。昨年私が地域の授業参観日に豊里小学校にお邪魔したわけでありまして、各学年電子黒板を使用しておりました。私たちの時代と違って情報量の多い現代において、大変効率のよい授業として見学してまいりました。主とした授業内容は黒板に書きますけれども、具体的な内容は字を書く必要もなく、また消す手間が省け、黒板と電子黒板を使い分けての授業に感心してまいりました。今では小中全校、全学年に設置されており、子供たちが携帯電話やスマートフォンを使いこなす時代ですので、それにマッチした授業の流れかと時代の違いを大きく感じるところでございます。特に豊里小学校では今年度よりタブレット使用での授業を行っているわけでありまして、教育の先端を行く授業でありますので、先生の使いこなし方や子供たちの反応、学力向上等、利用効果についてデータ等もっているのであれば分析内容もあわせて伺いたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 電子黒板につきましては、デジタルテレビに電子黒板機能を持たせる方式として平成21年度の国の交付金事業を活用して市内全校に配備し、あわせてその利用のためにノートパソコンも数台配置しております。ところが、近年タッチパネル式のいわゆるタブレット端末の普及により、教室内どこからでもそれを介して学習教材を映し出すことが可能な時代となってきました。そのため議員が参観していただいた豊里小学校であります。今年度をモデル事業として市の予算をいただきましたので、授業等に活用することで教員の使い方や子供たちの反応等、その有効性を検証することとしております。今のところ子供たちの反応はよく、授業中も画面を注視するなど、好感触を得ております。

新しいものが全てよいとは考えておりませんが、

電子黒板やタブレット端末を使用した学習については、今後急速に普及し、ほどなく標準的な学習教材になるものと想定しております。時代とともに学習方法も進歩することは時代の流れであり、本市においても学校の求めや使用方法の検討を十分に行い、今後整備の方向で進めてまいりたいと考えているところです。なお、豊里小学校でのモデル事業では、その使用状況に係る実施報告書の提出を求めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今豊里小学校の実施報告書の話がございましたけれども、報告書の内容も後で報告いただきたいと思っております。

そこで、教育委員会として今後他の小中学校への普及に向けた取り組みについてはどのように考えているのかお伺いいたしたいと思っております。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 電子機器等を使用したいいわゆるICT教育の取り組みですけれども、全て取りそろえるには相当な予算を要しますし、またタブレットと申しましても作動形式もさまざま、どのOSの形式を利用するか選択も重要となります。また、セキュリティ対策への配慮も欠かせないものとなっております。整備する方向で進めてまいりますが、今後どのような導入方法がよいか各種情報等を十分検討して決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 タブレット端末の効果はわかっているけれども、予算のほかにもいろいろと今聞いていると課題あるようでもありますので、学力向上に少しでも役立つのであれば、できるだけ早急に使用できる体制づくりをお願いするところがございます。これを要望いたします。

以上をもちまして、私の全ての一般質問を終わります。それぞれに丁寧なるご答弁をいただき、あり

がございました。

○副議長（五十嵐美知君） 質問順序2、1、農業振興について、2、若年労働者の定住促進について、3、市税等の市民負担の軽減について、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、大綱の1、農業振興についてであります。

①、農家要望の農業基盤整備促進事業の現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。この点については以前も関連した質問をいたしておりますが、そのときの経緯では今年度から取り組みを始めるという答弁をいただきましたが、進み方が遅いという現場の声が上がっております。今市内の担い手農業者はT P P が合意されたことによって今後の自分たちの農業に与える影響がどうなるのか、内容の情報が少しづつ明らかになるにつれ、今後の進展について自由化による米などの農産物がそのときどうなるのかということが懸念されております。現在現場では、昨年度から米をめぐる情勢が消費の減少などにより生産抑制を続けながらもなお過剰と言われ、市場価格の低迷により生産費を下回る価格になるなど、将来の農業にどのような影響が出るのかも見通しが立たない不安が渦巻いております。また、そのような中でも生き残りをかけた対策をしなければならないわけで、高齢化や後継者不足によって急速に農業をやめる人がふえ、それらの農地が集積され、規模拡大が進んでおりますが、規模を拡大している担い手にとっての区画の拡大や暗渠、農道など、効率化を進めるための農地の改善は大変重要なことであります。特に近年は米だけではなく、畑作も取り入れ、輪作体系としていつでも水田と畑が転換できるような水はけのよい農地が求められており、そのことによって効率的になり、生産や仕事の効率化が図られ、生産費の提言がなされることであります。特に現場では、近隣の市町村の基盤整備の進み方を見るときに、規模拡大を進めている担い手にとって我がまちのおくれを痛感している次第であります。この農業

基盤整備促進事業では、農業の競争力を強化するための農地の区画拡大やいろいろな作物が栽培できる条件整備などが重要であり、農業者の自力施工も活用した区画拡大や暗渠排水などの簡易な整備を安く早く実施することを推進する事業でありますし、用排水整備や農道、農地の除れき、石を取り除くということでもありますけれども、そういうことまで事業の範囲が広がってきております。また、住民懇談会でも現場から同じようなことが要望されていると思っておりますが、取り組みの今の進みぐあいについてお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 現在の状況について答弁させていただきます。

現在平成26年度に要望調査を行いました。そのときの要望量は22名の農業者の事業要望がありました。田んぼの区画拡大の工種では17件で、面積が49ヘクタール、暗渠排水の工種においては17件で、面積が61ヘクタールの事業要望がありました。今年度においては新たな工種も追加されておりますので、再度細かく圃場の場所や実施の面積、希望工種などと希望施工時期を再確認するための調査をこれから行い、来年度の予算で設計の委託を要望した後、公共工事として限られた国費財源を効率的に活用する観点からも既存の事業と役割分担を図って取り組むことが必要でありますので、JAたきかわ等、関係機関と十分協議して進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 これから取り組むということでは理解いたしておりますが、今後説明会などを開き、現場の農業者との意思の疎通を図りながら理解が得られるようよろしくお願いいたしますというふうに思っています。お聞きしましたアンケートの集計だけでも推定で区画の拡大で10アール当たり10万円で5,000万円、暗渠工事で10アール当たり15万円で9,000万円、計1億4,000万円の事業が国から補助金として来るわけであり、この事業を

やることによって。国の補助事業費だけでありまして、この市の持ち出しがないわけでありまして。また、農業基盤整備事業の要件では事業主体が道、市町村、農業協同組合、土地改良区、中間管理機構などとなっております。赤平市では農協が広域合併されて、赤平だけのJAとしての取り組みはできないということ言われております。そうなれば赤平の改良区がないわけで、市が事業主体になって取り組まなければならないというような状況になっているわけでありまして。取り組みの要件の中には農業者の自力施工を含めた簡易な整備で安く早く取り組むことができる事業とありますので、この部分においても赤平にも土地改良区のような事業団体を設立したらどうかというような農業者の話もあります。そうすれば取りまとめや事業計画、発注などができ、事業主体になれるわけでありまして、事業の迅速化が図られ、自力施工による経費の削減も図られるのではないかと思います。これらを含めて今後取り進められますよう要望していきたいというふうに思っております。

次に、②の市所有の今後の利用計画についてでありますけれども、百戸町の耕作放棄地の解消のために、農業者の取り組みでそれぞれ放置された農地が近年解消されております。残りは、市の所有する農地であろうかと思います。農地として復活し、生産性を上げることが大事であり、以前にもお聞きいたしましたけれども、その後どのような計画や取り組みの構想などあるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） ②、市所有農地の今後の利用計画についてお答えさせていただきます。

現在議員が言われます市が農地として所有している百戸地区の土地は地目が畑で、面積が3.7ヘクタールあり、試験所として持っていた土地であります。現在では試験栽培もしなくなり、未利用だったため荒廃農地化してきているので、これから活用するためには、農業委員会にも現地を確認してもらっておりますので、農地として整備するのか周辺の土地利

用もいろいろ考えながら関係機関と十分協議して対応したいと思いますので、ご理解をお願いします。

○副議長（五十嵐美知君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕これは、本来持ち主である市に農地として復元する義務が生じることになるわけでありまして。これを農業者に譲渡なり賃貸によりすることによって、現在不耕作地であれば、復元には復元する農業者への国からの補助が出る制度がありますので、これらが活用できるように取り進めていけば負担が少なく活用ができるというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。要望として申し上げますので、答弁は要りません。

次に、大綱の2の若年労働者の定住促進についてであります。①、若年労働者を雇用した市内事業所への支援についてであります。市ではそれぞれ定住促進のためのさまざまな取り組みをしておりますけれども、この近隣の各市町村の定住対策の取り組みと比較して特別赤平市の条件がまざっているということはないと思いますし、とりわけ財政再建以来文化施設などの休止により、文化施設がないことは住む人にとっての定住条件には少し弱いのかなというふうに思います。働くまちとして赤平市が特化していくということが定住対策に効果が出てくるのではないかなというふうに思います。若年労働者の確保というものはなかなか難しいことと言われており、定着率が低いという話も聞いておりますので、雇用する企業の支援を図ることが必要ではないかと思いますが、今取り進められております働く人たちへの市内への定住を図るための事業の効果はどのようなものになっているのか現状をお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 若年労働者の定住促進につきまして、当市におきましては各企業に勤めている従業員の約半数が赤平市外から通っている現状を踏まえ、赤平市への定住を促進するため40歳未満の若者転入世帯や新婚世帯を対象に民間賃貸

住宅に移り住んだ場合に月々の家賃のうち3万円を上限として5年間助成をいたします赤平市民間賃貸住宅家賃助成制度を平成26年度より開始しているところであります。また、助成につきましてはまごころ商品券にて助成をし、商業振興にも努めているところであります。実績といたしましては、これまでに転入の单身の方が7名、転入の家族が6組、新婚世帯が2組の計27名の方が赤平市に移住をしてきており、実績を上げているところであります。また、民間賃貸住宅につきましては、数も少なく、あいている住宅がほぼないということで、問い合わせが来ても紹介ができる物件に苦慮するということから、民間賃貸住宅建設助成事業を同じく平成26年度より開始し、これまでに1棟8戸が分譲され、現在さらに1棟6戸の建設が行われております。

いずれにいたしましても、若者が住みやすい環境づくりをすることにより、若年層人口の確保を行うことが赤平市における地方創生の重点施策として捉えておりますので、現行の制度が平成28年度までの時限が設けられておりますが、その後も継続し、若者の移住、定住の促進を図ってまいりたいと思いません。

○副議長（五十嵐美知君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕これ市外からの通勤者が約半数を占めているという現状で、ある程度の効果が上がっているのかなというふうに思います。とりわけ財政再建以来文化施設の休廃止により文化施設が少ないという現状ではやはり赤平に働く場を、雇用の場をたくさん確保するということが一番この定住対策をとる上で効果が出てくるのかなというふうに思っております。今の対策も一定の効果を上げており、なくてはならない事業であると思えますし、これからもさまざまな取り組みを進めることが必要ではないかと思えます。

そこで、働くまちとしての定住対策を進めていくことが効果が出てくるということであれば、赤平は働くまちとして多くの優良企業が事業展開をしているわけで、その中でもものづくりを継続するためにも

若年労働者の確保と仕事への定着率を図ることが必要だと思いますが、これは企業だけの努力ではなかなか難しいことであろうと思います。

そこで、26歳以下で新規に市内事業所に就職し、住んでいる若者が1年以上同じ会社に勤務している場合に市からボーナスを出すというような案はどうかという提案をしたいと思えます。この若年労働者を雇用している企業への支援、定住を進めるための効果があると思えますが、間接的、直接的な支援をすること検討されてはいかがかと思えますが、この点についていかがでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 赤平市につきましては、炭鉱の閉山を転機に鉱業から工業への転換が行われ、企業誘致により製造業を中心とした優良企業が進出し、製造品出荷額が空知管内でも上位に位置するなど、他の過疎地から比べると雇用の場の確保が図られているという状況にあります。新卒の学生になかなか製造業を選択していただけないという現状にあり、各企業におきましても就労者の確保に苦慮しているという状況にあります。地元優良企業の安定した経営のためには人材の確保が不可欠であることから、官民一体となり、市内外に対して積極的にPR、発信を行ってまいります。

先ほど議員から提案のありました若年労働者を雇用した市内事業所に対する支援ということでご提案をいただきましたが、実際に企業が若年労働者の募集が少ないかなどの実態を把握した上で、若者が赤平市で就業し、定住をしていただく施策を総合的に判断し、若年労働者の確保を図ってまいりたいと思えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕こういう問題は今後地方創生のひと・まち・しごとの中でも論議されているかと思えますので、これからも若い人の定住対策について引き続きさまざまな提案をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

次に、大綱の3、市税等の市民負担の軽減について、①、税、各種使用料の軽減の考え方についてお聞きしたいと思います。赤平市が財政再建のための市民負担の解消について広報であるとか行政懇談会でそれぞれ市民に周知されていると思いますけれども、市民の中にはその後の使用料の値上げなどでまだ解消されていないのではないかと考える人もいます。私は市民負担をお願いした直接の負担は解消されているというふうに思いますけれども、市民負担の中には市民サービスの低下という点での文化施設の休止、廃止もありますし、財政再建のもとに当然やらなければならない職員の補充など、先送りされてきた部分の解消という問題がまだ残っているかと思っています。新たな文化施設というのも検討されているようですが、現在定住自立圏、地方創生など、情勢が変わりつつありますけれども、市が財政危機に落ちてから財政再建のための懸命な努力をされて、健全財政を維持しているところですが、財政再建以前に戻されたと理解する部分について市民負担を願った部分の再建前までの水準などについて検証してみたいと思いますが、現状はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市税等の市民負担の軽減についてでございますが、本市におきましては平成18年に市町村合併協議破綻によりますあかびらスクラムプラン、平成19年に産炭地基金問題によります赤平市財政健全化計画、平成20年に新たな財政健全化法による赤平市財政健全化計画改訂版と3段階にわたる計画を策定し、市民、議会、行政が一体となって行財政改革に取り組んできたことで財政健全化を維持し続ける結果となっております。

そこで、税、各種使用料等の軽減の考え方ですが、これまでも市民や議員の皆様にもご説明をし、ご理解を得てまいりましたが、まず税の考え方につきましては、これまでの財政健全化計画の中

で軽自動車税を標準税率の1.5倍に、都市計画税の税率を0.2%から0.3%に引き上げ、入湯税を創設いたしました。これは平成25年度までに軽自動車税は標準税率に戻し、都市計画税は引き上げ後の税率自体が他の自治体と同様に平均的な税率であるために、税率の高かった固定資産税の税率を引き下げ、入湯税は他の自治体と同様に継続をさせていただいております。また、各種使用料等につきましては、公営住宅使用料や上下水道使用料、保育料等に関して財政健全化計画の中では平成6年の炭鉱閉山を要因として10年以上も見直しを行われていなかったものを受益者負担の原則や国の基準、他の自治体の状況等と比較をして料金を定めたものでありまして、本来もっと早い時期に見直すべきものが結果的に行財政改革の時期と重なったものであります。なお、保育料に関しましては、少子化対策の一環として段階的に軽減を行い、本年度から国の基準額の50%軽減となっております。

そこで、今後の赤平市の財政状況の見通しについてでございますが、本年度策定する赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略、第5次赤平市総合計画後期実施計画、公共施設等総合管理計画などとの整合性を図りながら本年度中に新たな財政健全化計画を作成するための作業を進めておりますが、一般会計の歳入の50%以上を占める地方交付税は本年行われております国勢調査人口を基礎として算定されるために、来年度以降5年間で年間1億5,000万円以上の減収が見込まれますし、人口減少によりまして税や使用料等の経常的収入も減少してまいります。こうした歳入規模が縮小する中で、人口減少対策に向けた総合戦略施策などに対する財源確保も行っていなければならない、健全化法に基づく財政指標は健全段階を維持しておりますが、財政課題は尽きない状況でございます。

以上のことから、税、各種使用料等に関しましては現状として決して他の自治体を上回るような料金設定ではないこと、さらに今後の財政状況を見通すと軽減といったことは基本的に考えられないと判断

をしております。ただし、先ほど来申し上げておりますとおり、総合戦略施策等の重点的施策の実行に伴う助成制度などは実施するよう努力をしまいたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう今までのとられた検証の中で税や使用料などについては赤平市だけの過重な負担がないということは理解いたしましたし、その後の職員の給与の削減もほとんどが解消されたと考えますが、一部まだ積み残しの部分があるのかと思いますけれども、これまでの市民負担、市民サービスの低下という点ではほぼ解消されたというふうに理解します。また、これで全てのもがもとに戻るといえることはないと思っておりますし、財政再建が済んだ後に当然やらなければならない職員の補充など、先送りされてきた部分の解消という問題が今後もあるかと思っております。これからも人口減少、少子高齢化に向かいながら、財政規模の縮小が避けられない中にも過去にない新しい市民サービスの向上を求められるということもあることから、財政運営をしなければならない、難しい取り組みを続けなければならないわけで、再建を果たした現在の財政運営には非常に高い評価がなされているところでありますし、常々おっしゃっておりますように、できることとできないことを市民に示しながら、また市民目線に立って今後もこの難しい財政運営を乗り越えられますよう微力ながら支援していきたいところと思うところであります。

以上で私の一般質問を終えたいと思いますので、丁寧なご答弁ありがとうございます。

○副議長（五十嵐美知君） 質問順序3、1、マイナンバーについて、2、小中学校教育について、3、災害対策について、4、高齢者の健康づくりについて、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱1、マイナンバーについて、①の番号通知カードの現状についてお聞きします。セキュリティ面については、9月議会でも取り上げましたこのマイナンバーですが、実際新聞、テレビ等の報道でも連日取り上げられておりますように、やはり指摘してきたことが現実になってきていると思われまます。運用前から起こる詐欺事件、また番号通知カードの配達ミス、まず初めに運用に間に合わせるために無理な配達計画があったこと、それが問題であったのではないのでしょうか。運用まで1カ月を切った現状で運用開始時期やひもづけする情報、そういったものも含めて制度自体を見直すべきと私は考えております。日本共産党は、国に対してはマイナンバー制度の撤回、廃止を求めていますことは9月の定例会の一般質問でも申し上げたとおりであります。実際には初回の番号通知カードの配送が終わっており、職場で提出を求められている方がいる状況であることから、自治体としては市民に対して混乱、またサービス低下がないようしっかりと説明、また対応をしていかなければいけないと思います。政府は通知カードを受け取ったらマイナンバーカードの取得を宣伝しておりますが、必要性はいま一つ理解ができません。まず、この通知カードを受け取っていない方が相当数いるということを確認し、また確実に届けていくことが先ではないでしょうか。差出人である自治体に戻ってきている件数、北海道では11月末時点で道内総数275万通の9%に当たる24万4,000通が市町村に戻ってきていると報じられています。このように12月に入ってもまだ受け取られていない方が多数いるということになります。赤平市も当然戻ってきていると思いますが、担当課、市民生活課戸籍年金係となっております。担当職員の皆さんは大変な作業に追われていると思いますが、そこで現在の赤平市の受け取りの状況、また対応について自治体に戻ってきている件数、そして戻ってきた通知カードの扱いはどうなっているかお聞きをいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 番号通知カードの現状についてお答えいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が本年10月5日に施行され、住民基本台帳に記録されているもの等に対し個人番号を保管し、番号通知カード、以後通知カードと呼ばせていただきますが、通知カードにより通知しなければならないこととなっており、当市におきましても順次簡易書留により世帯ごとに郵送されたところでございます。当初簡易書留により6,327通郵送いたしまして、市民の皆様にお届けできた簡易書留は5,748通となっております。差し引き579通が市に返戻されております。その後、返戻分を確実に市民に交付、または再送するため、郵便によるお知らせ通知を行ったところであり、きのう現在まで288通を交付、再送したところです。残りの291通につきましては引き続き調査を行いますが、事務処理要領に基づき交付、または再送できなかったものにつきましては3カ月程度保管後破棄することとなりますが、一人でも多くの市民に通知カードをお渡しできるよう時期を見計らいまして、再度返戻分の通知カードの取り扱いにつきまして北海道などに照会を行うことを検討しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 私もこれ広報、ホームページでは確認をしていますけれども、郵送によるお知らせ通知もしているということが確認できました。そこで、さらに数字で挙げてもらいましたとおり、確実に交付、再送をされていると、数も291まで減ったというふうにおっしゃっておいりましたので、かなり評価される対応だと思えます。

そこで、この受け渡しの通知というものなのですが、市役所のほうから直接受け取りに来てくださいという、こういう通知が来ていますけれども、こちらには12月30日までの直接受け取りと書いてありますけれども、今の答弁でいいますと3カ月ほど

保管されるということでした。直接受け取れるのは正しくはいつまでなのか、また保管期間が過ぎた場合は廃棄になるのか、最終的に受け取らなかった場合、個人番号はどのように知ることができるのかお聞きします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 12月30日ですけれども、11月から、来月1月からマイナンバーが始まるということで、12月30日で一応切りましたけれども、11月の16日に郵便局から簡易書留が最終的に返戻されているものから3カ月後の2月の16日までは確実に保管する予定としておりますので、保管についてはよろしく願いいたします。

2番目の最終的に受け取らなかった場合はどうなるかということでもございまして、こちらにつきましては市といたしましては全市民に通知カードはお渡しできるよう今のところ事務を取り進めて行っております。個人番号、通知カードを受け取らない場合は方法といたしましては住民票交付申請の際、マイナンバーを記載した住民票交付、申請することによりマイナンバーが記載された住民票でナンバーを知ることができます。ただし、この場合、1通300円の手数料がかかることとなりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 全部届けるよう頑張るといことであります。ただ、やっぱり宛所がないとかで連絡がつかなくて、届かない方いると思います。そうすると、今お話にあったように、マイナンバー入りの住民票をとるということになります。また、これ再発行の手続ということになりますが、これも有料になると認識しております。総務省のほうでは、住民票などで知れるということをやっているようですけれども、その手数料は住民に負担することを甘受してもらえないというような見解を示しておられて、全くもって地方自治を軽視しているのではないかと云々ざるを得ません。結局こうやって住民負担になることも含めて市

町村が周知徹底をしていかなければならないということに現状なっていると思います。大変な作業になるとは思いますけれども、この周知ということが大変大事になるとは思いますので、十分やっていただきたいと思います。

そこで、②番のほうの質問に移りたいと思います。番号通知カードの取り扱い、注意事項についてであります。市議会の住民報告会、これことしなかったもので、私個人的に7月、10月と2回、党として住民懇談会行いました。やはり10月のときはマイナンバーについての質問がかなり寄せられまして、情報もなかなかなく、はっきりとしたこともお伝えできなかったのですけれども、行政のほうの住民懇談会においてもやはりマイナンバーの説明には質問が寄せられていたと認識しております。そこで、この番号通知カードの取り扱い、受け取った市民の方の取り扱いです。また、注意することなどはどのように周知しているのかお伺いします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 番号通知カードの取り扱い、注意事項についてお答えいたします。

通知カードに対しましての市民からのご質問につきましては、全国民に交付されますことから、関心が高いものと受けとめております。通知カードは、マイナンバーカード申請の後、市役所窓口でマイナンバーカードを受け取る際必要であり、その際通知カードは返却していただくこととなり、マイナンバーカードを受け取るまでは大切に保管することなど市の広報、ホームページなどで周知をしております。また、戸籍年金係窓口でもご質問にお答えしているところでございますが、総務省のホームページなどでも注意事項などが掲載されており、さらにはマイナンバー総合フリーダイヤルも開設されていることから、マイナンバー制度に関する質問などがございましたらご利用できるようになっております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 広報、ホームペー

ジで周知されているということですが、大体そういう形になりますけれども、高齢の方が多いこの赤平市ではやはり広報のほう大変重要になってくると考えております。そこで、9月号、12月号の掲載された広報なのですけれども、広報に掲載されたものなのですけれども、こちらは通知カードの受け取りに関しての掲載になっていると思います。初めに言いましたように、詐欺事件等既に起こっていることも考えますと、電話での番号提供などには対応しないとか他人には番号を教えないとか、あるいは今のご答弁にあったように、通知カードは大切に保管してくださいと、こういったことの周知が先ほどのマイナンバーを住民票でとる場合は手数料かかるよと、再発行する場合もこれ500円かかるということも含めて周知することが大切ではないかと思いません。通知カードと一緒に入ってきましたこの冊子なのですけれども、こちらは大切にね、マイナンバーと通知カードとってたった5行だけしかこれ書かれておりません、そういった注意が。これは単なるマイナンバー申請の手引き書だと私は思いますけれども、こういった注意喚起は大変大事だと思いますので、今後広報のほうなどでそういったような掲載するお考えがあるのかお聞きしたいと思いません。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 今議員のほうからご質問のありました注意喚起、特に詐欺ということでございますが、総務省、消費者庁ホームページに出しております。私どももホームページでお知らせするとともに、広報につきましては、2月号になりますが、市民の方に注意喚起していきたいと思いませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 2月号に載るということでしたので、よろしくお願いしたいと思いません。市民の皆さんが詐欺被害などに遭わないようにぜひしっかり注意喚起してほしいと思いません。

続いて、③の質問に移ります。今後の運用につい

てお伺いします。先ほど言ったように、道内約1割弱の方が受け取っていないという現状で、国はまだ来年の1月からの運用を延期しないという方針をとっております。今後社会保障の手続などで窓口に来られた市民の方が受け取っていないから、番号を知らないから、あるいは受け取ったが、どこにあるかわからない、なくしてしまった、さまざまなケースが想定されると思います。そこで、市民生活課ではどういったケースを想定し、どのような対応をしていくのでしょうか。番号がわからない場合でも年金、各種手当の給付、そういったさまざまな行政サービスは今までどおり受けることができるのかお聞きします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 今後の運用についてお答えいたします。

来月より税の手続や医療保険、雇用保険などの社会保障の手続でマイナンバーの利用開始が始まり、マイナンバーカードの申請者への交付も始まりです。今後社会保障の手続などで市の窓口にお見えになる方が議員言われる番号知らない、通知カードがどこに行ったかわからない、なくしてしまった場合は戸籍年金係に紛失届を出していただく場合がありますが、ご本人の希望により再交付申請もできます。市民の皆様には紛失しないよう大切に保管していただきたくお願いしているところでございます。いずれにしましても、ご心配されております行政サービスが受けられないということではございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 いずれにしても、行政サービスには影響がないということが確認されました。このカード、目が見えない方や長期療養されている方、施設に入っている方、通知カードの扱いがまだ国のほうでもはっきりと決まっていないときょうも報道されておりましたけれども、今ここでいろんなケースといたしましてもなかなか並

べられないのが現状だと思います。ある程度は事前に総務省、あるいは内閣府、問い合わせをして、対応の準備をしていただきたいと思います。そしてあと、もう一つ、窓口の対応、統一をしていただいたり、マニュアル化していただくなど、市民サービスに支障なく、職員の方も逆に仕事しやすい環境をぜひつくっていただきたいと思います。と思っています。

最後に、このマイナンバーでもう一つなのですが、市役所から送られてきたこの通知カードの受け渡しについてという紙なのですが、これ菊島市長のお名前なのですが、菊島美孝市長のヨシの字が好きという字ではなくて、美しいという字になっておりまして、私は5月から両方見ておりますので、使い分けがあるということは理解しておりますけれども、理由はあえてお伺いしませんが、市民の皆さんがこれ初めて見た場合にミスプリントなのか、そういうふうに考える方出てくるのではないかと思います。芸能人の方で国会議員なんかでは結構そういう方いると思います。芸能人の名前で行っている方いると思いますけれども、首長でそういうことは余り私聞いたことありませんので、この際統一されるお考えとかはないのかだけお聞きしたいのですけれども、市長、どうでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 菊島市長。

○市長（菊島美孝君） ただいま名前の質問が出たのですが、ある場所では自分なりにこの名前が変わった由来につきましてはお話をさせていただきました。あえて私はこれ議会では話をしませんけれども、親につけていただいた大事な名前でもあります。また、いろんな経緯の中でこの字を一時改名せざるを得なかった、そういう時代もございました。正直に皆さん方にそういうことでもってこういう議会を使ってこういう話をしたほうがいいのかどうかというのは疑問もありますけれども、正式な議会での質問でございますので、正直に話をさせていただきます。

実は、美しいという字が私の戸籍上のヨシであり

ます。ですから、ずっとこの文字を使って私は生きてきたというか、菊島美孝として、その生をうけてからずっとこの名前を使わせていただいた。私は、会社の経営者でありましたから、会社がいいときも悪いときもございまして、非常に苦労した時代が、会社の社長として社員や社員の家族を守るべく大変な時代を過ごしたこともあります。そのときに菊島、おまえのこの字の画数が非常によくはないよというお話を私の親友からいただきました。そんなことを信じたことのない私だったのでありますけれども、とにかくこの文字を変えてこういう画数にきなさいと。本当に大変な時代で、本当にあすどうなるかわからないという、そういうときも過ごしてきたわけですから、本当に親友の言う言葉がいいか悪いかかわからないけれども、とにかくでは名刺の部分だけでも変えてみようかということで変えました。それから非常にどうしていいかわからない会社の状態が、私に対していろんなところからご支援をいただくようになりまして、少しずつ先に明かりが見えてきたと。真っ暗だったトンネルの先が少しずつ明かりが見えてきた。その明かりに向かって友達の言うとおりに歩いていくと、そこには本当に大きく開けた広大な広さの明るさがあったという、そういうことを経験しまして、やはり友達の言うことは間違いでなかったのかと。本当に私はそういうことは信じたくなかったのですけれども、その名前を使ってからよくなりました。いろいろこの名前を変えたほうがいいということだったのですけれども、例えば名刺であるとか、一般の案内だとか、会社の社長の名前だとか、そういったものはいいいけれども、親からいただいた名前なので、親が生きていうちはこの名前は変えられないというのが私の気持ちであります。ですから、たとえその文字がどうであろうと、親からいただいた名前だということで、これは市民の皆さん方に案内を出すときには普通の今の選挙で使う分についても構いませんという話をいただきました。大阪の横山ノック知事もああいう形で横山ノックということで知事に出ております。ですから、

あの名前で皆さん方にご案内をしているはずなので。でも、私はだから私もいいのだとか、そういうことは言わない。確かに今質問されたように、嫌な部分と、それからこうやってせざるを得なかったという部分があるのです。ですから、市民の皆様方にご案内を申し上げて、そしてもし裁判とか、いろんなそういう手続になったときに私の名前がやっぱり住民登録で登録されている親からいただいた名前に戻るわけです。そうなると、やはりいろんな部分でまた手続等で市役所に迷惑をかけたたり、市民の方に迷惑をかけたたりしてはいけないということで、その部分だけは私の生まれたときの名前をつけさせていただいております。ほかの部分につきましては、おんなへんの子供と書いた好という字を使わせていただいているというのが現状でございます。

そんなことで、その文字を使ってから私の運は変わりました。正直言って変わりました。人の運はどこでどう変わるかわからないのですけれども、私は少なくともその名前を使ってから自分の運が変わったというふうに信じております。ですから、大変説明時間が長くなりましたけれども、そういうことでご理解をしていただきたい。きょう議会でこういう質問いただいたので、ここで話したことは市民の皆様方に伝わると思っています。ですから、そういうことで市民の皆様方にもご理解をしていただければ私はそれでいいと思います。逆に質問ありがとうございました。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 突然の質問で大変申しわけないと思いますけれども、丁寧に理由と経過も説明していただき、まことにありがとうございます。横山ノックさんいます、首長でも。ただ、私市のほうに請求を出すときに名前が違うよといって書き直させられるケースとかあったということもありますし、また職員の方も書類の作成のときにどちらを使うとかでなかなか大変なのではないかなという思いから質問をさせていただきました。美しいという字も好きという字も大変いい文字で、どちらも

いいのですけれども、人生の経過なども聞きましたので、これ以上は申しません。市民の方にも理解が得られると思います。どうもありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。大綱の2、小中学校教育についてであります。①、学力向上についてお聞きします。11月広報に入っていました赤平市の子供たちの学力、生活習慣の向上に向けてでありますけれども、この学力テストの結果だけでは当然、先ほどもありましたが、全ては判断できませんが、記述のとおり、極めて憂慮すべき状況のようであります。学力向上についていま一度見直す必要があるのではないかと私は考えております。先月赤平市においても赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略、これが答申をされまして、人口減少対策の新たな挑戦がスタートをしていきます。まず、ここで約半年間という限られた期間の中で戦略会議、みらい部会の皆さん、事務局等で携わった市職員の皆さんにおかれましては大変お忙しい中お疲れさまでしたと言わせていただきたいと思います。答申された内容は、市民提言、職員提案、子供アンケートも取り入れられており、評価されるものではないでしょうか。

「赤平創生、持続可能な地域社会の構築」と題しまして、4つの大きな柱があります。そして、そのタイトルと同じように、赤平市を持続可能な地域社会として確立するにはと始まるのが若者が安心して子供を産み育てられる地域づくりというところになります。その中に赤平市においても学力低下が課題とされているため、小中学校における授業内容の創意工夫は当然のことながら、地域や大学、塾等と連携し、基礎教育力を向上しますとあります。働く世代の負担軽減、子育て支援、こういったことは私も6月、9月、質問で取り上げてきました。ぜひ来年度からの早期の施策の実施をお願いしたいと思うところですが、それだけではこれ対策にならないと思います。働く世代の定住対策というのなら、子育て支援と保護者が安心できる学校教育、これが必要ではないかと思えます。学力向上、教育力の向

上が不可欠ではないでしょうか。まず、学力向上委員会、学力向上プランなど、現在の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 議員ご指摘のとおり、本市の子供たちの学力は全国、全道に比して低迷している状況です。一部の学校で上回った年もありましたが、総じて低く、憂慮すべき状況であります。本市では、学力向上委員会を立ち上げ、その対応に当たっておりますが、十分な結果があらわれていないのが現状です。取り組みについては、チラシ等でお知らせしているとおりであります。主に望ましい生活習慣の定着で、家庭学習の定着と充実、標準学力検査の全校、全学年の実施で経年比較による個々の状況把握、また放課後や夏、冬休みでの補充学習や道教委の地域の学力向上支援事業の全校での実施等の取り組みを行いますが、学力の向上にはすぐに結果が出るものではないと考えております。目標は北海道平均正答率に近づけるとしてありますが、重点としてはやはり基礎、基本の定着を目指しており、そのための地道な取り組みが重要で、またその対策についての学校、家庭での定着もあわせて必要であると考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 取り組みについてはチラシ等でお知らせしているということでありました。平成26年度の赤平市学力向上プランでもやはり極めて憂慮すべき状況ですとあり、重点目標が掲げられております。家庭に対する願いもほぼ同じ内容です。細かな点での改善はありましたけれども、果たして効果が出ているのかというのが正直な私の感想であります。平成25年6月の第2回定例会では、2人の議員がこの学力向上、取り上げておりました。答弁にも基礎、基本の定着が不十分とありました。26年3月の第1回定例会でも2人の議員が実際に取り上げております。これは教育行政執行方針に対する質問でありましたが、学力向上について教育以外

の問題も多々あるが、教師力の向上は重要として、子供へのきめ細やかな対応について指導、教職員の研修講座の参加など、教育長の答弁もありました。そして、本定例会では3名が上げているわけであり、取り上げているわけです。実にこれ3年連続ということになっておりまして、中学生だとこれ入学して、卒業してしまう期間になります。そういったことから、最初にいま一度見直す必要があると言ったのはそういう状況だということわかっていただきたいからです。

対策改善、また研修参加、そういったものはやればいいというものではないと考えております。当然すべきですけれども、問題を抱えている生徒児童というのは目の前にいます。そして、勉強というものは、学年が進むにつれて当然高度になっていきます。基礎、基本の定着ときょうもありましたけれども、その基礎、基本でつまづいた生徒は次の学年に行ったとしても、そこで問題が解けたとしても理解をしていないと思います。私知り合いの子供に算数とか数学教えることあるのですけれども、具体例で言いますと2分の1掛ける3分の1、計算できるのです。でも、2分の1と3分の1、どっちが大きいと聞くと、3だから、3分の1と答える子いるのです、実際に。そういったところで、このテストの結果見ますと、私本当にたまたまこの子だけなのかなと不安になったのです。そういったことも考えますと、この赤平市の教育というのは、比較的少人数学級なものですから、できるだけきめ細かな対応とおっしゃるのであれば、やはりもっと視野を広げて子供たちを見てほしいと思います。実際今の具体例は先生からするとあり得ないと思うかもしれないのですけれども、これ実際のことです。

先ほども同様な質問があつて、教員の指導力の低下という認識はないというご答弁がありましたけれども、確かに先生方大変忙しいと思いますが、家庭学習のノートを提出して、ページ数でどのくらい勉強したと確認をするのは当然いいことだと思いますけれども、その中に間違った回答をしているものに

関して指導しないというのはどうなのかなということ。正直私、これも実際の話なので、そういったところにもうちょっと目を配っていただきたいと考えております。いずれにしても、子供たちは今勉強できないことが自分の将来にどう影響するかということは多分わからないと思います。ですから、こういった問題は学校、保護者、地域の大人みんなで真剣に取り組んでいくべき問題だと考えております。

次の質問のほうに移ります。②の地域との連携についてお聞きします。先ほども言いましたこの赤平市の子供たちの学力、生活習慣の向上に向けてという中に家庭、地域へのお願いとありまして、家庭学習、またテレビ、ゲーム、携帯電話、スマートフォン、そういったもののルールに触れてあります。確かに先ほどもありました家庭での学習環境づくり大変重要だと思います。私も学校だけでなく、保護者の方に子供の将来を考えて、危機感を持って家庭学習環境つくっていただきたいとお願いしたいと思っております。その上で今回私がお聞きしたい地域との連携というのは、余り普及していませんが、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度というものです。それと、学校支援地域本部運営委員会、こういったものが組織的なものであると思うのですけれども、これらは国の施策として号令がかけられていながら、実際はその自治体ごとにかなりばらつきがあるものと捉えております。赤平市ではこれらが必要なのか、必要ないのか、また学力向上もなかなか成果が上がらないといった中で、学校教師にばかり目が行きがちですが、地域のサポート、赤平市全体で子供たちに教え、子供たちを育てる、そういうことが大事なのではないかと考えております。

そういったこの報告書、最後のほう見ますと、赤平市教育委員会はこの結果を踏まえ、今後も学校、保護者、地域との連携をより一層深め、学力向上及び生活習慣の向上に向けた施策の具現化に取り組みますと締めくくられております。どのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） まず、学校運営協議会などの制度については国の施策として提唱されておりますが、余り普及に至っていないことはご指摘のとおりで、本市においても地域連携としてそのような制度が直ちに必要であると考えてはいたしません。ただし、先ほどお話のありました創生会議での提言についてなど、議員ご指摘のとおり、多様な連携も理解いたしますので、今現在市教委の目指す連携としては市の広報チラシを全校に配るということで市民の関心を持ってもらうということ、家庭に対しましては学習に対しての望ましい生活習慣づけへの協力で家庭の教育力を高めることであるということでまず考えているところです。今後地域や学校現場での声や求めについても検討しまして、さらに大学との連携も視野に基礎、基本の着実な定着で学力の底上げを図るための取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕市民の関心、家庭での理解ということであります。地域の協力が不可欠ではないかと思っております。先日議会で手話条例について視察に行ったこの石狩市の取り組みなのですが、学校支援地域本部運営委員会で学校支援ボランティアというのをやっていると知りまして、調べましたところ、地域コーディネーターというものを介して登録ボランティアや高齢者クラブ、町内会といった人たちが子供たちのために何か役に立ちたいといろいろなことを支援しているということを知りました。例えば毛筆の指導であるとか花壇の整備、また漢字の書き取りの採点など、先生のアシスタントのような活動まで多岐にわたっておりました。学校の先生の当然負担軽減につながっていると、高齢者の方が多いので、高齢者の方の生きがいになる、あるいは認知症予防になるなど、相互により効果を得られているということでした。一方、ボランティア保険とかの加入など、クリアしなければいけない条件とかもあるようで、難しい面もあるかと思いま

すけれども、ぜひ参考にされてはいかかと思えます。赤平市でも創生総合戦略、子供塾が挙げられております。ぜひ地域との連携を赤平市全体で実現して、子供たちの学力、生活習慣の向上に力を入れていただきたいと思っております。最後に、少々厳しい言い方になりますけれども、やはり毎年質問で取り上げられるということは、本当の改善につながっていないのではないかと私は思います。先ほど私の経験も話しましたが、大人がそういった見えにくい、そういうところに問題があると思っております。よく目を配っていけばそのサイン、これははじめとかにも多分つながってくると思っておりますけれども、サインがわかるのではないかと思っております。全て、先ほども言いました。今そこにいる子供たちの将来にかかってくるので、ぜひ学力向上プラン、抜本的な解決、改善をお願いしたいと思います。そのことを申し述べさせていただいて、次の質問に移ります。

大綱の3です。災害対策についてお聞きをさせていただきます。①の避難所についてですけれども、近年北海道でもゲリラ豪雨ですとか爆弾低気圧といった自然災害によって大きな被害が起きております。これからは雪の季節にもなってきました。比較的自然災害が少ない赤平市ですが、こういった自然災害というのは予測がしづらいということもあり、対策は常に必要と考えます。赤平市ホームページで避難所の変更が更新されておりました。大きくは学校の統合、廃校によるものでしたけれども、ホームページでは周知されておりますが、先ほどの質問と同じく、やはりこの赤平市では紙媒体、ホームページ等での周知が大事ではないかと思っております。ホームページを見られない市民の方への周知、あとハザードマップとの関連もあります。どのようにされていくのかお伺いしたいと思います。また、停電が起こった際とかに避難所においては暖をとるために電池式の灯油ストーブ等があると思うのですけれども、どのように配置されているのかをお伺いします。

○副議長（五十嵐美知君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ただいまご案内のとおり

り、高校の閉校に伴いまして、避難所として赤平高校の利用ができなくなりましたので、赤平中学校に変更させていただいた旨をホームページに掲載させていただいたところでございます。このほか市広報等でお伝えしたく考えておりますが、現在13カ所の避難所のほかにコミュニティセンターや生活館等の施設につきましても避難所として利用を考えているところございまして、施設の統廃合等について公共施設専門部会で検討することになってございますけれども、避難所として利用させていただく施設が決まり次第速やかに市の広報、さらには防災マップ等でご案内させていただきたいというふうに検討しているところでございます。

また、停電時等の対応といたしまして、購入当時避難所が15カ所ございましたので、各2台ずつ配置できますよう電池式の石油ストーブを30台購入いたしまして、現在一括管理してございますけれども、これもまた非常時に利用できますよう各避難所に再配置していきたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕今の答弁では、公共施設専門部会と検討後また広報や防災マップで知らせていかれる予定だというふうに理解をしました。確かに公共施設の統合、配置があるたびに周知してもこれは逆に混乱を招くのかなと思いますので、ただ住民懇談会でも質問出ていたと思いますが、生活館の避難所としての利用等、今答弁にありましたけれども、当然考えていかなければいけないのだなと思っております。しかし、災害は待つてくれませんので、いつ起きるかわかりません。そういったことから、ぜひ専門部会のほうでしっかりと、そして早く決めていただいてほしいと思います。

また、ストーブのほうは一括で管理されているということなのですが、リスクの分散、災害時の迅速な対応、そういったことを考えますとできるだけ早い再配置のほうをお願いしたいと思います。市民の

皆さんが災害時どうしたらいいか、またどこに行けばよいか本当にわかっているのか少々まだ疑問があります。町内会などとともに地域単位で周知、確認、そういった体制見直して、協力をお願いしてはどうかと思います。また、福祉避難所の指定に関しても、これ平成25年度に質問があったと思いますけれども、2年たった現在福祉施設が移譲するとか、マイナンバーによる個人情報の問題、状況も変わってきていることから、まだ指定はされていないのかなと思います。居宅の要支援の方、要介護の方もふえてきていることもありますので、重ねて早期の指定をお願い、要望したいと思います。

次の質問に移ります。②の備蓄品についてでありますけれども、災害対策備蓄品、現在はどのくらいの量が備えられているか。先ほども言いましたけれども、リスクの分散というのが大事だと思います。いつどこで起こるかかわからないことに対応するというものですから、道路の寸断などによって届かないということがあっては十分な備えとは思いません。ストーブはこれから再配置するというのでしたけれども、非常食や水など、分散備蓄の状況いかがでしょうか。お伺いします。

○副議長（五十嵐美知君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 備蓄品のご質問でございますが、先ほどご説明させていただきました石油ストーブのほかに旧平岸小学校に非常食が4,800食、飲料水の2リットルボトルが2,400本、500ミリリットルボトルが4,800本、赤間小学校に非常食が2,120食、飲料水の2リットルボトルが1,200本、500ミリリットルボトルが1,120本、毛布が600枚、ロールマットが450枚、保温シートが600枚、赤平幼稚園に非常食が5,200食、飲料水の2リットルボトルが2,400本、500ミリリットルボトルが4,800本、紙おむつが1,160枚、さらに市役所の車庫に毛布が816枚、ロールマットが800枚、保温シートが800枚と茂尻分団詰所に毛布が600枚、ロールマットが750枚、保温シートが600枚など備蓄しているところでございますけれども、お話のありました分散備蓄につきましては、

震災時渋滞などの影響により、備蓄物資配布に時間を要したとの東日本大震災の教訓も聞き及びますことから、先ほども答弁させていただきましたが、公共施設専門部会で検討いたしまして、避難所として利用させていただく施設が決まり次第速やかに各避難所に必要な物資を配置していくよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 思っていたよりある程度分散されているようですけども、どちらかというと保管に関しての物理的な面での配置になっているのかなという感じは受けました。分散配置も配置して、また再配置ということでは効率が悪いと思いますので、しかし逆にできるだけ広範に配置をしていただきたいと思います。輸送体制、協力支援も含めて避難所に行くまでの支援、避難所での対応、そういったものは防災計画に基づいてやっていると思いますけれども、市民は住んでいるところや今いるところで一番近い避難所に行くと思います。いざ避難所に着いても備蓄品がない、届かないといったことでは問題だと思いますので、これも公共施設の専門部会ということですから、重ねてしっかりと早く対応をしていただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

大綱の4です。高齢者の健康づくりについてお聞きします。働く世代支援、子供たちの学力向上とともに高齢者の健康づくり、そのサポートは健康寿命を延ばす大切な取り組みになり、地方創生においても同じように重要なのではないかと思います。先日新聞で全日本マスターズ陸上選手権大会において赤平市の80歳の女性の方が投てき3種目で日本新記録を出して優勝したという記事を見ました。高齢化が進む中、大変元気づけられる記事であったと思います。この方までとはいかなくとも、赤平市民がいつまでも元気で健康でいてほしいと願うところでありますが、そこで①番の現在の取り組みについてお伺いします。

健康寿命、これを延ばす取り組みについて介護健康推進課ではさまざまな取り組みをされていると思います。9月議会での同僚議員の質問の答弁にあったように、まる元というものが、地域まるごと元気アッププログラム、高齢の方への介護予防事業として大変すばらしい取り組みではないかと思っております。平成22年から続いており、そのスタイルはまる元、遊び、今後はゆる元など進化をさせながら取り組んでいるということです。今回は、こういったさまざまな取り組みについてその効果はどうなっているのかお聞きしたいと思います。そして、今後の取り組みの強化を考えたときに予算、人員など足りているのか、それも含めてお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 現在の取り組みについてお答えをいたします。

赤平市の平均余命及び健康寿命につきましては、男女とも道内でのワーストに入っており、平均余命は男性、全道ワースト5位、女性、ワースト9位、健康寿命は男性、ワースト5位、女性、ワースト14位と大変残念な結果になっております。平均余命や健康寿命を延ばすためには比較的若い方の死亡数を減らす、生活習慣病や転倒、骨折など、予防が可能な病気やけがをしないこと、介護を必要とする方を減少させることが重要です。具体的にはがんの予防と早期発見、早期治療、心筋梗塞や脳卒中などを引き起こす高血圧、さまざまな合併症により障がいを起こす糖尿病や運動不足などが要因となる生活習慣病を予防することが重要であり、若い世代からバランスのとれた食生活や運動習慣など、正しい生活習慣を身につけることが必要です。また、高齢者が介護を必要とする状態にならない、あるいは重い状態にならないためにはまる元などの運動教室を通じて正しい運動習慣を身につけることや外出をする習慣を身につけ、閉じこもり状態にならないことが認知機能の低下防止を図るためにも重要なことです。当市といたしましても国や道と同様に健康寿命の延伸を目標に掲げており、がん予防の啓発活動や健診

受診率を向上させ、早期のがんの発見と医療へつなげる支援、高血圧や糖尿病など、重大な疾病の引き金となる疾病の予防のため、健康展や健康教育による啓発活動、特定健診受診率の向上と食生活や運動習慣などの生活習慣改善に向けた保健指導の充実、高齢者の介護予防教室の充実などを行ってきました。その結果、がん検診、特定健診ともに受診率が上昇してきており、特に特定健診につきましては、国担当部門や市立病院との連携を図って積極的に受診勧奨を行ったなどの結果から、市民のご理解、ご協力もあり、受診率が道内でも上位になり、それが疾病の予防と早期発見、早期治療に結びつき、今後健康寿命の延伸につながるものと期待をしております。

市民一人一人が要介護の状態になることなく、末永く自分らしい自立した生活が送れることは大変幸せなことだと考えられ、自分自身の生活習慣を見詰め直し、改善できるようさまざまな事業を通じて健康づくりや介護予防への取り組みを引き続き進めてまいります。その結果の一つ一つの積み重ねが当市全体の健康寿命の延伸につながり、関連する施策を推進することはとても重要であり、市民が元気に生活をしていくことで医療費や介護給付費などの削減にもつながり、市民の保険料負担の軽減や歳出の削減にもつながっていきますことから、市民の健康づくりに携わる介護健康推進課におきましては健康づくりや介護予防に係る事業の強化を図ってまいりたいと思っております。また、予算と人材の確保につきましても引き続き努力をしております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 大変丁寧な説明をありがとうございます。一番最初にワーストということで残念な結果がありましたけれども、この健康寿命もやっぱり延ばしていかなければいけないと思っております。お話の中にあつたように、やはり早目早目の習慣改善、生活習慣の改善というのが大事だということところがキーポイントになるかと思っております。特定

健診についてであります。平成25年度は受診率44%を超え、道内38位まで上がったと6月の議会で市長から答弁をいただいたおります。調べてみると、平成20年は10.3%で、道内下から数えて5番目、175位でありました。啓発の効果がしっかり出ているのではないかと評価がされると思います。私も介護健康推進課のほうに立ち寄るたびにある職員さんに特定健診の受診を毎回しつこいぐらいに勧められまして、11月に受けたのですけれども、これぐらいしつこいと言うと失礼ですが、職員さんの対応を見てまして、効果が出ているのもうなずけるなと思えました。特定健診の結果、見事にこの保健師指導も受けるようになりましたので、積極的に受けたいと思っております。ぜひこの結果、特定健診の延びとかまる元、こういったもの、健康寿命の延伸につながるよう続けていっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。②の認知症対策についてです。介護の中でも大変深刻な認知症です。体が健康でも認知症によって介護が必要になり、また在宅介護が大変困難であることから、施設に移る、こういったケースもあり、これ人口減少にも大変影響していると思っております。また、車の誤操作による事故や介護に疲れたという痛ましい事件なども連日報道がされております。このようなことから、高齢化社会において認知症予防、これはまち全体で力を入れていくべき課題と考えます。認知症はある程度生活習慣の改善で予防できるとされており、赤平市においても積極的に取り組まれているようですが、今後の考え方はどうでしょうか。お伺いします。

○副議長（五十嵐美知君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 認知症対策につきましてお答えいたします。

少子高齢化が進むとともに認知症と見られる高齢者が当事者となる事件、事故が増加してきております。高齢者を対象に実施しました体力測定会や生活の元気度に関する調査の中でも対象の20%以上の方々に認知機能に問題があると見られる結果となって

おります。今後も認知機能に問題を抱える高齢者が増加していくものとも考えられ、在宅生活を続けていく中では家族の介護負担はとても重いものになっていくと思われまます。認知症を大別しますと、アルツハイマー型と脳卒中などの脳血管性疾患を発症要因とする脳血管性認知症で約8割を占めている状況にあり、これらは発症要因となる生活習慣病を予防することにより発症を防止したり、進行をおくらせることにもつながりますことから、市民の生活習慣病の予防に力を注ぐことが認知症の発症予防と健康寿命の延伸につながるものと思っております。認知機能の低下を軽度のうちに発見した方に適切な運動や認知機能の改善に効果があるプログラムを試験的に実施した中で、参加者に改善効果が見られましたことから、これらの取り組みにつきましても引き続き実施していきたいと思っております。また、既に認知症と見られる高齢者には専門医による適切な医療を受けられるよう引き続き支援をしてまいります。市民が認知症を正しく理解し、認知症の方々に可能な範囲で支援をしていただくため、認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、サポーターを要請していくとともに、認知症予防への取り組みを強化し、それを市民に広くアピールした中で認知症になりにくい環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 答弁にありましたように、調査の結果等も力を入れていかなければいけない、こういう問題だと思うのですけれども、市民が正しく理解をするということ、サポートしていくということ大変重要ではないかと思えます。しかし、そういったものに逆になりにくい環境づくりを感じております。確かに、先ほども言いましたけれども、保健師指導、こういったことは面倒くさいと思われるがちだったり、健康の押し売りみたいな感じにとられるなど、積極的に勧めていくのは難しいの

かなということもあります。逆にそんな中で苦労されて、しっかりと取り組まれているのかなと思うので、逆にアピールをもっとしていったらいいなというふうに考えておりました。認知症の方へのサポートも認知症予防、生活習慣の改善も含めてなのですが、12月6日の日曜日に認知症を防ぐまち宣言という記事が新聞に載っておりまして、NPO法人ソーシャルビジネス推進センターは道内市町村の首長に認知症になりにくいまちづくり宣言を行うよう呼びかけているという内容でした。このNPO法人、先ほども話したまる元で赤平市が連携している団体であります。このまる元も赤平が発祥と言えるものですし、当然赤平市にも呼びかけがあったと思えます。ここで、菊島市長にお伺いしたいのですが、こういった取り組みはぜひ率先して行っていくべきではないかと思えます。お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 菊島市長。

○市長（菊島美孝君） 木村議員の再質問に対する答弁をさせていただきたいというふうに思います。

高齢化が進んで、認知症のほうも増加傾向にありまして、その予防対策は積極的に取り組む課題だというふうに私も思っております。今般新聞報道がなされましたけれども、NPOのソーシャルビジネス推進センター、あるいは北翔大学、コープさっぽろ等が推進本部をつくりまして、道内各市町村に呼びかけをしている認知症になりにくいまちづくり宣言、これにつきましては当市が産学官の共同事業で行っている介護予防事業のまる元の提携先でもあります。当市がまる元の発祥の地として、議員おっしゃられましたとおり、既に認知され、認知症予防プログラムも実施しておりますことから、今後も連携を図りながら取り組んでいきたいということで考えております。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 前向きに、積極的にということでご答弁いただきありがとうございます

す。ぜひ菊島市長におかれましては子育て世代の支援においても高齢者の健康対策においても赤平市は進んでいるということ市内外に発信していただき、どちらも人口減少対策につながると思います。強いリーダーシップを持って取り組んでいただきたいと思います。財政状況も、先ほどありましたが、決して余裕があるわけではありません。厳しい状況ではありますが、来年度予算に向けてこれからいろいろ動きがあると思いますので、ぜひ効率よくバランスを考えた施策を選んで実施していただきたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○副議長（五十嵐美知君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時11分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（五十嵐美知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、高齢者対策について、2、ゴミ対策について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 通告に従い質問しますので、答弁をよろしくお願いします。

大綱1、高齢者対策について、①、平常時の高齢者の見回り体制についてであります。今日本は、高齢化が急速に進んでおります。今後日本の総人口が減っていく中で高齢化率はますます上昇するという統計が出ています。日本の高齢者人口は、今年度9月現在の統計によると65歳以上の男性が1,462万人、女性が1,921万人で、男女合わせて3,383万人であり、日本総人口の26.7%を占める割合となっております。また、80歳以上の高齢者は、1,002万人で、日本総人口の7.9%を占めている状況であり、4人に1人が高齢者となっております。また、20年後には高齢者の割合は33.4%になり、3人に1人が高齢者となることを見込まれます。80歳以上の高齢者においては14.5%にもなります。20年後になりますと私も当然後期高齢者になるわけですが、それに伴いひとり暮らしの高齢者もふえてきている状況です。

当市においても高齢者の割合がふえていると思われませんが、その中で今現在65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯はどれくらいあるのか、また全国各地で孤独死が問題となっている中、高齢者の孤独死は昨年1年間で約3万人となっており、単身高齢者の44%の方が孤独死を身近に感じると、そういう結果も出ており、このようなことを未然に防ぎ、高齢者の不安を軽減するため、各自自治体で見守り活動として地域全体を網羅できるような民間業者と協定を結んでいるところもあるようですが、当市ではそのような協定を結んでいるところはあるのでしょうか。また、その業者で何世帯の見守りができているのでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当市における高齢者の現状につきましては、12月3日現在でございますけれども、65歳以上の独居世帯で1,819世帯、高齢者のみの世帯は1,024世帯となっております。また、全世帯に占める独居もしくは高齢者のみ世帯の割合が45.9%となっております。このような状況の中、在宅での生活に不安を感じている高齢者も多くいらっしゃることから、近隣住民による日ごろからのさりげない見守りや緊急時に活用する緊急通報システムが安心、安全を支える一助となっております。また、見守り活動を複合的に行っていくために生活協同組合コープさっぽろとの間で高齢者のための地域見守り活動に関する協定を平成23年12月に締結をし、商品の宅配や食事の配食サービス事業で高齢者宅への訪問時に声かけによる見守り活動を行っていただき、異変を察知した場合には市や消防などの関係機関に通報をしていただいております。なお、直近のサービス利用者数でありませぬけれども、65歳以上のトドックの利用者は345人となっております。また、配食サービスの利用者は11人となっております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただいた数字ですが、世帯数がかなり多い中で高齢者の安全、安心を確保するのは難しく、見守りが十分行き届いていかないのではないかと私は思われます。当市においては一部の地域で平常時独居老人の見守り活動をしているところもあるようですが、そのような取り組みは非常に効果があり、全市的に広めていくことも必要ではないかと思われます。そのためには、ただいまも言われておりますが、近隣の住民、各町内会などの協力が不可欠ではないかと思われますが、各町内会の活動も高齢者の方が非常に多く、平常時は若い世代の人たちの協力を得るのは大変難しい状況だと思います。実際見守りを行っている地域の人たちも高齢であり、それらを勘案した上で当市としては平常時の高齢者の見守りについて今後どのように取り組んでいくのか答弁お願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

高齢者の見守りには身近な近隣住民の方々による見守りが最も効果がありますが、平岸地区におきましては町内会、医療機関や商店等の協力により地域ぐるみで見守りを行っていただいております。この取り組みをモデルとして全市的な広がりを期待しているところでもございます。また、介護健康推進課健康づくり推進係におきまして、保健師の地区担当制を導入をし、民生委員や町内会長等から各地区において支援を必要としている方々の情報をいただき、保健師が家庭を訪問をし、医療や介護サービスの利用に結びつける支援を行っているところでもありまして、地域からの情報も多数寄せられまして、訪問件数も増加をしております。さらには、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターと協力をし、高齢者などの支援に成果が上がっているところでもありますので、介護健康推進

課との連携でこうした取り組みを継続していくとともに、それぞれの地域においてはまだまださまざまな課題を抱えているとお聞きをしておりますので、当市として要援護者の見守り体制をどのように構築をしていけばよろしいのか各町内会の皆様と情報交換をしながら早急に取りまとめたいと考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきまして、高齢者が今後ますますふえていく中で独居世帯、高齢者のみの世帯も安心して暮らせる体制づくりを推進していただきたいと思っております。以上でこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、②、高齢者の雇用についてです。日本の高齢化が進み、高齢者が急増している中、65歳から69歳の就業率が40%となっています。また、65歳以上の就業者は全国で749万人いると言われております。そこで、当市においても高齢者が増加する中で元気に働ける期間も延びていると思っております。定年退職後もまだまだ仕事ができる高齢者は大勢おられます。中には後期高齢者の方が自分でできない除排雪や庭の手入れ、草刈りなどを依頼できる元気な高齢者の方もたくさんいます。また、当市唯一であった高齢者の受け皿である事業団が解散するという話をちょっと聞いております。そのことによって仕事を失う方も出てきます。今後高齢化が進む中で高齢者の雇用について当市としてはどのような対策をとっていくのでしょうか。答弁お願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 高齢者の雇用についてであります。長寿命化や団塊の世代の方の高齢化によって、元気な高齢者が増加していくことが予想されます。高齢者の働く意欲を通じて、高齢者の生きがいや生活の安定、健康づくりにつながる高齢者の雇用について今後ますますニーズが高まってまいっていると思っております。先ほど議員がおっしゃりました高齢者事業団につきましては、市内で唯一の高齢

者の雇用の受け皿として活動しており、お聞きしたところ広報等においても人員の募集をしましたが、結局応募がなく、会員数が減り、単独での運営が難しくなったということから、今年度で解散するとのことをお話を聞いたところであります。急速な高齢化が進み、今後自分自身で除排雪や庭の手入れ、草刈り等の作業が困難な高齢者がふえていく中で、そのニーズに応える、サポートするといった元気な高齢者の力をおかりしなければいけないと思いますので、高齢者の雇用の場の確保につきまして運営をしていただけの団体や企業などがいないか調査をし、働きかけてまいります。また、市内の各企業等におきましても高年齢者の雇用の継続ですとか定年延長などの高年齢者雇用就業につきまして協力を呼びかけてまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○副議長（五十嵐美知君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、本市として、まだ働く意欲や能力のある高齢者がおられる中、高齢者の登録制度などはあるのでしょうか。また、ないのであればそのような制度を考えることはできないのでしょうか。ちょっと答弁のほどお願ひいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 除雪や草刈り、庭の手入れなどの軽作業を行い、お小遣い程度の賃金を得て、生きがいや健康づくりにつなげるということで、登録をした人の中から作業の都度紹介をしてはということではありますが、企業であれば雇用の関係を結ばなければいけないということから、登録ではなく、雇用ということになるかと思ひます。登録制度ということですが、ボランティア的な要素となりますけれども、現在高齢者等の除雪に対する助成を行っておりますが、お願ひしたい方はおりますが、対応する個人や事業者がないということで登録を募集しているというほか、介護認定を受けている世帯に対してお手伝いをしていただく有償ボランティアの制度も検討を始めております。あくまでも

福祉的要素が強いものとなりますけれども、元気な高齢者の力をおかりしなければできない事業もあると思ひますので、関係部署や関係各団体と協議をしてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 働く意欲、能力のある高齢者は本市においても大勢おられると思ひますので、各企業に協力を依頼するだけでなく、本市としても高齢者雇用にサポートできるように考えていただきたいと思ひます。検討のほどをよろしくお願ひし、以上でこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、大綱2、ゴミ対策についてです。①、ゴミステーションの助成について。赤平市の各町内、各場所にゴミステーションが設置されていますが、ゴミかごが老朽化しており、各ステーションのゴミかごに手を加え、修理して使用しているものも多く見られるようになってきました。中には使用を継続することが難しいようなものも見受けられます。また、ゴミの上に網やネットのようなものをかけているところがありますが、カラスなどが老朽化の激しいゴミかごやネット内のゴミをいたずらし、散乱しているときもあります。本市で過去に衛生協力会による助成事業があったようですが、今は廃止になっており、新しくゴミかごを設置するときは個人負担となっています。値段も高額で、住民が共同で使用しているため、トラブルになっているところもあるようです。町内会での購入も高額のため大変難しく、市のほうで町内会と調整をして助成することはできないのでしょうか。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） ゴミステーションの助成についてお答ひいたします。

ゴミステーションのゴミかごについては、10年ほどまでは衛生協力会が窓口になり、市民が共同でゴミかごを購入する場合に助成を行っていたところで

あります。それがある程度ゴミかごが充足されたことから、助成事業は廃止となったところでございます。実はご質問と同様のご要望が町内会、連合会よりございまして、市といたしましても共同でゴミかごを使用することはゴミステーションの集約化につながり、収集コストや衛生面などにも寄与するものでありますことから、助成を検討しているところでございます。その際はゴミかごの効率的な集約化や管理の面からも町内会や町内会連合会と今後協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕今の答弁で前向きに検討していただいているということで、住民の負担ができるだけ軽減できるよう要請をし、質問を終わらせていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご答弁どうもありがとうございました。

○副議長（五十嵐美知君） 質問順序5、1、行政サービスの今後のあり方について、2、鳥獣被害対策について、3、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕通告に基づきまして、一般質問させていただきます。本日最後の質問者となりますが、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、大綱1、行政サービスの今後のあり方についてに入ります。新年度予算の検討に入るこの時期ですので、あえてこのタイミングでこれからについてお聞きいたします。

①、低所得者への支援についてお伺いします。日本の労働人口の4割以上がこの低所得層と言われ、その数は年々ふえていると言われております。平成24年の全給与所得者で年収300万円以下の割合は41%、前年よりも0.2%増加しています。その原因の一つに高齢化が考えられており、一番稼ぐ40歳から50歳代の男性人口も減り、東南アジアなどの安い労働力の導入により、日本人の働き口も減少してい

るそうでございます。赤平市も同様に高齢化が進んでいますので、決して例外ではないと思います。そこでまず、赤平市の人口約1万1,000人中、労働人口で低所得者と言われる働いて収入はあるが、年収300万円以下と言われるワーキングプアと言われる人数と、もしお答えいただけるのであれば、非課税として対処している人数をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 低所得者への支援ということでありまして、私から答弁をさせていただきます。

働く貧困層とも言われるワーキングプアの定義につきましては国でも明確に定めておりませんが、単に低賃金労働者なのか、生活保護基準以下の就労所得にもかかわらず、生活保護に取り残されたボーダーライン層なのか、世帯単位か個人単位かなど、さまざまな解釈があるようです。ご質問の年収300万円以下の給与所得者数でございますけれども、税務課に確認をしたところ、平成27年度課税における状況としまして3,292人でありまして、うち非課税者数は1,185人となっております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕ワーキングプアと言われる方々は、一つの収入では生活できずにいる方、もしくは夫婦2人の収入があっても子育てが苦しい世帯があるなど、いろいろな話を聞くときがあります。

そこで、アの生活支援の拡大の考えについてですが、過去にも平成25年、26年の質問の中で同僚議員がいろいろな目線から質問していましたし、当市もいろいろと施策を講じてきていますが、新たな生活支援の考えが出てくるのか、また現在行っている施策の中でも拡大するものがあるのか再度お聞きします。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 当市では、これま

でも子育て支援という視点ではございますけれども、中学生以下の医療費の無料化や2歳未満児の紙おむつ処分用のごみ袋の交付、保育料の軽減等を行ってきておりまして、このような施策は所得の低い方々への支援にもつながっていくものと考えております。また、現在策定中のしごと・ひと・まち創生総合戦略においても新たな施策として中学生以下の医療費の無料化を高校生以下まで拡充することやひとり親世帯への助成として家賃の一部助成並びに入学支度金の助成を行い、養育費の負担軽減を図ることを、さらに将来的には保育料の無料化に向けても検討をしていくこととしておりまして、新年度から実施可能な事業につきましては速やかに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま手厚い支援と拡大の考えをお聞かせいただきました。

そこで、再度質問をいたしますが、今後国は消費税を2017年4月から10%へ増税する考えを示しております。これはさらに低所得者への負担を大きくすると言われていますが、そこへ向けた当市の準備は、そういう準備をしていく考えがあるのか、もしあるのであればお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 消費税率の引き上げに伴う影響についてでありますけれども、国は昨年4月からの消費税率引き上げによる低所得者への影響を緩和するための臨時的、暫定的な措置としまして今年度までの2カ年にわたり臨時福祉給付金を支給しており、2017年4月からの再増税に向けては、あくまで報道等による情報でありますけれども、軽減税率を導入する予定と承知しているところでございます。また、これもあくまで報道による情報ではありますけれども、来年度に年金収入が少ない方々を対象としまして臨時給付金を前倒しで支給することが報道をされているところでございます。この

ように消費税率の引き上げに伴う低所得者への影響緩和につきましては第一義的には国が対応すべきものと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 低所得者層への支援は幅が広く、他分野にわたるものが多いというふうに思います。金銭的な支援だけでは根本的な解決策にはならないと思いますし、国の流れや働いている企業側の考え、そして行政の支援、本人の考えがいろいろかかわっていくものだというふうに思います。担当としてはまずは国の対応を受けて考えていくものということだということに捉えさせていただきますので、しかしながら人口減少対策を思うとき、やはり手厚い支援を早目早目に講じていく必要性も否めないところだというふうに思いますので、担当関係課でよく連携をとり、進めてほしいと要望して、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、イの子供、子育て分野からの通学援助の考えについてに入ります。ここでは市外への高校へ通学する学生への援助についてお聞きいたしますが、通学援助に関しましても過去にも私を含め何人かの議員から質問が出ています。その都度高校が地元からなくなったからといって援助をすることには難色を示されてきましたが、以前にも私も言いましたが、地元高校に通いたい子も、もしくは通わなくてはならない子もいたのも事実だと感じています。そこで、低所得家庭で多子世帯の家庭の子が高校へ進学した際、格安なJRで通学を考えても時間的な問題や本数的な問題があり、結果値段が多少高くなるバスを利用せざるを得なくなる。家庭での負担も大きくなり、親は何とか子供の思いを果たしてやりたく、無理をする。そうすると、低所得のため生活費が減り、生活苦となっていく、こういった事実があると耳にいたしました。

そこで、今回の質問はあえて教育分野から切り離して考えられないものか、子供、子育ての分野で通

学援助を考えるといけないものか考えをお聞きいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

通学費の助成につきましては、しごと・ひと・まち創生総合戦略の中でも通学費の一部助成に向けて検討していく旨の方向性が示されておりますけれども、このほか子供、子育て支援という視点からは出産、多子世帯の増加を促進し、少子化を改善するために子育て世帯の養育費の支援策を拡大することなどが掲げられております。具体的には、先ほども申し上げましたが、医療費無料化の対象年齢の拡充やひとり親世帯への助成など、また地元雇用の確保という位置づけではありますけれども、市内にUターンをして、市内企業等に一定期間就労を継続した場合には奨学資金貸付金を免除することなどを検討することとしておりまして、こうした施策も子育て世帯の経済的負担軽減に結びつくものと考えております。これらの事業につきましては、新年度からの実施が可能なものかどうかは現在検討中でありまして、こうした施策が、間接的ではございますけれども、市外の高校に通学するご家庭の経済的支援となり、あわせて所得の低い方々への支援にもつながっていくものと考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまお考えをお聞きいたしました。通学費については今後一部助成に向け検討中ということでしたが、どうか検討の中で通学費の全面助成ができないものかを考えていただきたいというふうに思います。また、奨学資金貸し付けの免除への対応もあるということでお聞きしました。どうかしっかりとそういう点でPRをしていってほしいなというふうに思いますので、重ねてよろしくお願いいたします。いずれの対策も通学費援助へは間接的な感じに思えますので、直接通学費への全額援助へつながればというふうに思いま

すので、担当課などを中心に連携を持ち、よろしく検討のほどお願いして、この質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

②番、空き家対策についてお伺いいたします。アの住宅地にある空き家対応についてお伺いいたします。過去の質問にも出ています空き家問題、当市内にも過去の情報では十数軒の空き家、危険家屋が点在していると書かれておりました。その後、あんしん住宅助成制度やあかびら住みかエールなどの対策を講じてきていますが、依然空き家、危険家屋の対応は必要とされております。そこで、市内住宅における危険家屋と言われるものはどれぐらいあり、それは現在どのように対応されているのかお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 住宅地にある空き家対策についてお答えいたします。

居住等がされていない建築物等が年々ふえ、適正な管理がされていないことによる安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状であることから、空き家等対策の推進に関する特別措置法、以下法と呼ばせていただきますが、平成26年11月に公布されたところがあります。また、法は空き家等の所有者、または管理者が空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを定義しているところであります。空き家等のうち、法は1つ目にはそのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目にはそのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目には適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、最後に4つ目にはその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態である場合、このようなものを特定空き家等と定義いたしまして、市町村長に特定空き家等の所有者等に対し除却、修繕等必要な措置をとるよう助言、または指導、勧告、命令をすることができ、その措

置を履行しないときには行政代執行法の定めるところに従い当該措置をみずからし、または第三者にこれをさせることができることとなっております。危険空き家に関しましては、先ほど4つ申し上げた1つ目のそのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するものですが、赤平市内における住宅地にある危険家屋は現在9棟と把握しており、所有者等が明らかなものについては適宜補修などお話をさせていただいているところでございます。また、所有者等が不明な場合は法の施行により、危険空き家につきましては固定資産税台帳を法の施行のために必要な限度において内部利用し、所有者等を特定し、危険の程度を周知するとともに、法にのっとり取り進めていくこととなりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま言われました住宅地にある危険家屋9棟のうち所有者に連絡がついたもので対処されたものは何軒ぐらいあるのかもしれないとお聞きしたいと思いますのと、所有者不明なもの、それもあるということだったのですけれども、その所有者不明のままのものはどうしていく考えで今後あるのか、それを聞ければと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 9棟のうち所有者等がはっきりわからないものがほとんどでございます。一、二軒お話しさせていただいているところがございます。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今後その所有者不明のままというわけにはいかないと思うので、どのような対応になっていくのかというのが現在の時点でわかっているものがあればお聞きしたいというふうに思いますが。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 所有者不明のもの

につきましては、空き家対策法にのっとりまして、まず固定資産税台帳を法の必要な限度において利用させていただき、特定して、まず助言、指導から始まるものと思われまます。助言、指導、行うものであります。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 実際各町内の空き家とか危険家屋は、周辺の住民にとっては不安要素の一つになっているというふうに思います。子供の危険な遊び場、崩壊による二次災害、野生動物の巣と、多種多彩に考えられるなというふうに思います。このままいくと、2023年には空き家率は21%に及ぶとも言われている状況でございます。庁舎内にある数課連携による空き家対策連絡協議会というのがたしかあるというふうに思いますが、その中で空き家に対する条例の制定などに向けた動きなどはあるのか、その中で今後どういう対応になっていくのかというのをお聞きできたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 平成25年度の全国の空き家数は約820万で、空き家率は13.5%であると言われており、8年後の空き家率は、議員ご指摘のとおり、住宅の除却等が進まない場合につきましては21%に拡大すると言われております。対策として空き家にせずに促進する方策、あるいは所有者等に解体を促進する方策等がありますが、市としましては固定資産税の納付書送付時期に、空き家解消対策として、市外の所有者に対しまして空き家等の活用を促進する空き家バンク制度や老朽住宅を解体する費用の一部を助成するあんしん住宅助成事業のチラシを納付書に同封しているところであります。法の施行によりまして法による空き家対策を行うこととなりますが、空き家等対策連絡会議で協議しながら、独自に条例に規定するとすればどのような規定を設けなければならないかの検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] ちょっと表現がおかしいかもしれませんが、ただの空き家と言われるものと危険家屋と言われるものは、先ほど課長が言われたとおり、違うなというふうに思いますので、危険家屋と言われるものの判断が出たら、早急に迅速な対応が求められるというふうに思いますので、周辺の方々にとってはやっぱり悩みの種でしょうから、どうか迅速な対応をしていただきたいというふうをお願いいたします。

続きまして、イの市街地の空き家とその後の対応についてお伺いいたします。赤平の市街地というところは店舗が多く、そこで居住空間も共有している形が多いようで、空き家というよりは空き店舗という形になると思います。そのまちな顔とも言える市街地が空き店舗によりシャッターがおり、通りが暗く、活気がない、そして崩壊しかかっている建物がある。言葉が悪いようですが、ゴーストタウン化となり得る危惧がされます。そんな中でも商店を続け、日々奮闘されている方々もまさに存在されています。そんな方々やまちな景観のためにも商店街にある空き家、空き店舗といたしますか、対応についてどうしてお考えをお持ちかお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長(五十嵐美知君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 市街地の空き店舗につきましては、赤平市商店街振興対策協議会におきまして、地域おこし協力隊が実際に現地を訪れ、純然たる住居については集計をしておりますけれども、営業している店舗、店舗に見えるが、住居となっている建物、純然たる空き店舗、また空き地について目視並びに聞き取りをしながらマップ化と集計を行ったところであります。結果といたしましては、市街地区において空き店舗については14軒、元店舗であるが、現在住居、または利用中の家が27軒、空き地については29カ所という状況になっております。

そこで、商店街振興対策協議会におきましては、空き店舗対策として今年度より空き店舗を活用した

チャレンジショップを8月から開設いたしました。催事利用として6軒の出店で、560名の方に来場をしていただいたところであり、開業目的利用としては1軒が利用していただき、チャレンジショップ終了後の1月以降も引き続き利用する意向を示しているところであります。チャレンジショップをきっかけに空き店舗の新たな開業につながったということから、次年度においては別の空き店舗をチャレンジショップとして開設してまいりたいと考えております。

また、空き店舗調査により把握した物件において所有者と連絡、調整がとれた物件につきましては、赤平商工会議所のホームページに掲載し、空き店舗の利活用を呼びかけているところであります。しかしながら、すぐに使える状態の空き店舗であればチャレンジショップ等で利活用を図りながら新たな開業を促すことが可能ですが、老朽化や所有者の諸事情により使用できない空き店舗については手をつけられないという状況でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長(五十嵐美知君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] ただいまの答弁でチャレンジショップの成果が出たことは非常にわかりました。しかし、答弁によれば、老朽化や所有者の事情により使用できないもの、現在空き地となっているところも数多くあると認識したということでございます。建物や土地は個人の財産でしょうから、行政主導で動かせない部分もたくさんあるというふうに思いますが、そういった現状把握と並行してそういう数多くある老朽化や所有者の事情によって使えないもの、それから空き地などのその後の対応というのはどうしていくのか再度お聞きいたします。

○副議長(五十嵐美知君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 空き店舗の状況を把握した後の今後の対応についてでございますが、あくまでも個人の財産であることから、行政としてはその物件を取り壊したり、大規模な改修を行って

利活用するということにはなりません、まちなかの景観という部分でシャッターが閉じられたままではまちのイメージが悪く、暗く、活気が感じられないということになりますので、学生やデザイナーなどによるシャッターアートなどの可能性について検討をしてみたいと思います。

また、空き店舗の利活用の促進といたしまして、新たに起業をする方に改修費や設備投資に対して助成を行うことにつきましても検討をしてみたいと思います。空き地の利活用につきましては、ポケットパークの整備が赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中でも意見が出されておりますが、空き地のほとんどが民間所有であり、利活用するにも地権者との交渉が必要となり、有効性や利用ニーズをしっかりと捉えた上で規模や場所の選定、整備の時期等について検討をしてみたいと思います。

いずれにいたしましても、空き家、空き地の利用、活用につきましては所有者、地権者との交渉が必要であり、商店街振興対策協議会、各関係者と議論を重ねた中で商店街の活性化を図ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕非常に前向きな検討へ向けた動きを行っていただけるという答弁と受けとめさせていただきます。担当課としましても、1カ所の課で商工系、労政系、観光系と幅広く受け持っていていらっしゃるようですから、大変ご苦労されているかもしれませんが、今後どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、鳥獣被害対策について、①、エゾシカ交通事故被害の実態把握と対策についてお伺いいたします。エゾシカによる交通事故被害は北海道内では年々増加していると聞いています。私の周りでも被害に遭ったという話を数件聞いており、当市においても事故発生は耳にします。最近でいいますと、エルム高原へ向かう坂道で鹿との遭遇で事故寸前で免れたという話を2件実際に聞きました。

鹿との事故は大きく、車が廃車になるほどとも聞きます。

そこで、そういった事故を意識、注意して運転していくためにも、目につく注意標識や看板設置など、事故発生箇所への対応はできないものでしょうか。例えば当市でもよく目にします熊の目撃看板など市内でも見ますが、あのようなものも含めてどのような対応ができるのかお聞きいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） エゾシカ交通事故被害の実態把握と対策についてお答えいたします。

北海道のエゾシカの推定生息数につきましては、平成24年度以降減少しており、平成22年度63万頭に対しまして、平成26年度は48万頭であり、4年間で約23.8%減少しております。また、エゾシカが関係する交通事故につきましては、北海道内では平成25年で1,818件であり、平成26年は1,940件であることから、約6.7%増加しております。赤平市内におきましては、平成25年で8件、平成26年で5件、平成27年では12月6日現在で6件となっており、ここ3年は目立った増減はないようでございます。

標識の件ですが、鹿が飛び出すおそれありの警戒標識ということになるかと思いますが、赤平市内に設置箇所数は国道に4カ所ありまして、道道、市道につきましては現在のところ設置はありません。国道、道道、市道に限らず全市的にエゾシカが出没しておりますことから、注意喚起するとともに、エゾシカの飛び出しに備え、予測運転を心がけていただきますよう市広報等で周知してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕ただいまの答弁どおり、鹿は全市的に出没しているようですので、だからこそ対応が必要なのではないかというふうに感じます。市広報などによる注意喚起、予測運転などの心がけも必要だとは思いますが、それではどれぐらい効果が出るのか少し疑問なところもあります。私は、広報を使うのであれば、事故発生時は届

け出をしっかりとってもらう内容のほうがいいのではないかと思います。鹿の事故は届け出がないと把握できないようですから、しっかり届け出をしてもらい、市内でどれぐらいどの場所で発生しているのか把握につながるといふふうに思います。注意喚起に関しましては、せめて事故が発生した市道には市として何らかの対応があってもいいのではないかとこのように考えます。先ほど言いましたエルム高原へ続く坂道などの対応は、エルム高原へ対する客足への影響にもつながっていくのではないかとこのように思いますので、関係課、連携した対応をお願いしたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） エゾシカの関係する交通事故の報告につきましては、赤平市内であれば赤歌警察署ということになります。これ交通事故の際、交通事故証明書の発行に関係しているものが多いというふうに感じております。市といたしましても広報等のほか、どのような形で注意喚起するのが効果的なのか検討してまいりまして、また市道につきましては市が道路管理者になっておりますので、警戒標識の設置を検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま前向きなご答弁をいただきましたので、今後の動きを見せたいというふうに思います。

最後の大綱になります。大綱3、教育行政について、①、学力向上プランの実施結果と検証についてお伺いいたします。全国学力・学習状況調査におきましては、その都度各議員からも質問があり、平成25年度の質問でも出されていましたが、本日の午前のお二人の議員の質問でも出ていました。木村議員の質問の中では、中身に非常に厚い内容だったというふうに思います。私も、開始後3年続けて質問されているこういう内容ですから、非常に注目されている項目だと考えますので、あえて削除をせず、通

告した分お聞きいたします。

動きとしましては、市教委としまして向上委員会の立ち上げや各校での独自採点による対応、家庭学習の手引の配布等、対応が出され、実施されていますが、過去の課長の答弁で26年度をめどに全道平均以上を目指す内容の答弁もありました。現在27年度の調査が終了しています。質問のとおり、実施結果と検証はどのように行われているのか再度お聞きいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 本市では、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、学力向上プランを作成して学力の向上に努めておりますが、思うように結果が出るに至っておりません。25年度からは学力の実態や課題とその解決に向けた取り組みを各校が協力してまとめ、市全体の学力向上を図るために校長会等を中心とした学力向上委員会を組織して対応に当たっています。一部改善の兆しを見せたところもありましたが、やはり全国、全道との差は大きいものがあり、市教委として学力の向上は最大の課題と認識しているところです。市教委、学校、家庭、それぞれ改善方策がございますが、授業での学習の定着が大切であることから、学習に臨む授業態度の育成、授業前後の学習の目当てとその振りかえによる授業内容の確認など、やはり基本的な学習習慣、学習態度の醸成がまず重要であると考えており、その強化に努めているところです。また、全国的に普及している標準学力検査を全学年で実施することで、児童生徒個々の学力の傾向をつかんで指導の改善につなげるなど、単年度の結果に左右されない学力向上対策を目指しております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁でもありますが、市教委、学校、家庭、それぞれどのような検証内容が打ち出されているのかももう少し具体的なことが聞けないかなというふうに思いますので、再度ご質問いたします、その内容について。

もう一つは、先ほど質問しました課長が全道平均以上へ近づけていきたいという答弁をしたということに関しまして、残念ながら結果につながらず、全道平均に近づいていないということですので、その辺について今後どのようにして改善をしていくのかというもお伺いできたらと思いますので、よろしくお願いたします。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 実施結果の検証についてそれぞれ市教委、学校、家庭についての質問であります。まず現場である学校における実施結果の検証ですが、今年度を例に申し上げますと、4月21日、全国学力・学習状況調査の実施直後、各学校では調査の自己採点を行って、学校ごとに分析を行います。同時進行して前年以降の改善、指導の計画がありますので、あわせて授業等で教科指導に反映しております。また、年度途中においても検証方法として単元テスト、期末テストなどを通して定着状況を検証するとともに、12月から2月にかけて年度反省、次年度計画の策定という実施検証サイクルで行い、まとめ上げているところです。

また、家庭に対しては学級、学校だよりを通し、学校だよりは地域も含めて学力向上の意義と必要性を伝えております。また、その検証としては、保護者面談では個々の保護者に対してPTA活動を通して児童生徒の検証状況を伝える形で打ち出しております。

なお、先ほどどのように考えているかということですので、市教委として、先ほども若干申し上げましたように、全市の小中学校の実施検証を集約して、学力向上委員会、企画して、分析して、経年的な調査結果をあわせて検証してはおりますけれども、その中でやはり学校とか家庭などからの要望などについて市教委として側面から支えるなどを全市の学力向上プランという形で打ち出させていただくということでご理解賜りたく思いますので、よろしくお願いたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ご答弁いただきましたけれども、先ほど午前中の木村議員もおっしゃってましたとおり、やっぱり3年行ってききましたけれども、なかなか改善に、うまく結果に結びついていないということでしょうから、根本的にプランの見直しも必要になっていくのではないかなというふうにも感じるのも私も同様な思いであります。全くやっていないというわけではないでしょうけれども、やっぱりしっかりとした向上に向けたプランにつながってほしいというふうに思いますし、やったから、すぐに結果が出るものではないということも感じるころではございますので、しっかりとした、今課長が言われたように、学校と家庭が要望したのを側面から支えるということをお答弁いただきましたので、しっかりと支えていただけるような体制づくりなど考えていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

②、食農教育の取り組みについてお伺いたします。食と農業について学ぶ食農教育は、子供たちへの教育という面からも地域の農業を活性化させるという面からも関心の高い主題だというふうに感じます。とりわけ当市における農業はウエートが大きく占めているというふうに感じますので、重要視されるべき項目ではないでしょうか。学習指導要領の改訂に伴い、総合的な学習の時間が減り、使用しやすい時間がなくなっているというふうにも感じますが、学校外での食農教育の重要性についてどのようにお考えでしょうか。また、食に関する教育と農業体験学習を一体的に行うことが大切だというふうにも思います。どのようにその点はお考えになるかお聞きいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校では食農というくりでの学習というのはございませんけれども、食に関する教育でその食を支える農業への知識や体験を含めてその学習については食農教育と捉えることができると思います。本市では、豊里小学校と赤間小学校の5年生で地域の学習として総合的な

学習の時間の中で住吉地区での田植え体験学習を行っています。秋には稲刈りや脱穀を行います、その前段において稲の生育状況の観察や田んぼの生き物について学習しております。収穫後は、実際に脱穀、食して、日本人の主食であるお米ができるまでの仕組みや農業者の苦勞、食を通じた食習慣や健康維持なども含めて学ぶこととしております。このように社会科や理科、家庭科などの科目の横断的な学習の側面もあり、実際に体験することで有意義な学習であると考えます。受け入れさせていただく農家側のご理解に頼る面が大変大きいものがありますが、継続した協力をお願いで今後とも続けてまいりたいと思っております。

また、毎年市内でお米の減農薬栽培に取り組む農業団体から地元特産米の寄贈を受けておりますが、市内全ての学校に対しては給食だよりの特集号を配布するとともに、管理職及び学級担任を通して寄贈の経緯を説明し、農業に対する感謝と尊敬の念の醸成に努めるよう指導してありまして、赤平市における生きた食農教育の好機となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまのご答弁にあるように、感謝と尊敬、これは将来人間形成に大きく関与していくものと私も考えます。食の最大の前提は感謝でなければならないというふうに思いますし、食育、地産地消を考えたとき、5年生に限らず、できれば全小学校全学年が取り組めるものになれば、地域に対する知識や愛情が芽生えるというふうにも考えます。

また、これは提案になるかもしれませんが、せっかく育て、実らせたお米を子供たちとともに食する共食といいますか、学ぶとして市で行われています子どもまつりや産業まつりでの活用なども考えていけないでしょうか。子供とともに行えないかということも検討もぜひお願いできたらというふうに思います。学校だけにとどまらず、共通の認識のもと目的を学校、地域、家庭で共有し、食育という教育が

広がるというふうに思いますが、その点についてはいかがお考えかお聞かせください。

○副議長（五十嵐美知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 今議員ご指摘の全ての学年で実施するという事は、これ理想ではありけれども、ご提案の趣旨、理解いたしますが、現在5年生の社会科及び総合的な学習の時間で実施しているものでありまして、それでも学校行事としては大きな規模となっておりますので、学級担任にとどまらず、管理職や手のすいている他の教職員や行政、市民団体の方々も加わって、拡充した取り組みとなっている点で、物理的な状況も含めてご理解いただきたく存じます。

また、子どもまつり等での活用については、地域や保護者との協力のもと作付から収穫、食するまでの一連の流れの中での学習となりますので、収穫量の関係もあり、かつ農家の理解もごございますので、難しい面もあるかと思いますが、いずれにしても体験学習は地域協働の学習との側面を考慮しながらより実りある学習活動となるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今私が言いました子どもまつりとか産業フェスタで活用といいますが、多量に子供たちとともにつくって販売をしたりとか、それを何か料理をつくったりとかするというのではなくて、子供が作付から収穫まで取り組んだものということで、そういうのが赤平の子供たち、赤平でやりましたよというのを発表する場というか、そういう発表する場的なのを公の場であらわすという考えはどうでしょうかという感じのニュアンスで表現させていただきました。ですから、何かつくったり、大量につくって販売をするというのはないので、その辺再度検討してもらえるとありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を全て終了いたします。ありがと

うございました。

---

○副議長（五十嵐美知君） 以上をもって、本日の  
日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時05分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

副 議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)